

議案第35号

志摩市過疎地域持続的発展計画の変更について

志摩市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

三重県志摩市

令和3年12月策定

(令和4年9月変更)

(令和 年 月変更)

－ 目 次 －

1. 基本的な事項

- (1) 志摩市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・ 13
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・ 13
- (7) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・ 13

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）・・・・・・・・ 17
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 17

3. 産業の振興

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）・・・・・・・・ 24
- (4) 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (5) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 25

4. 地域における情報化

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）・・・・・・・・ 27
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 27

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）・・・・・・・・ 29
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 30

6. 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）・・・・・・・・ 36
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 36

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	38
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	44
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	52
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	53
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	54

※各事項における事業計画の表中の施策区分名及び事業名（施設名）については、総務省通知に基づき記載しています。

1. 基本的な事項

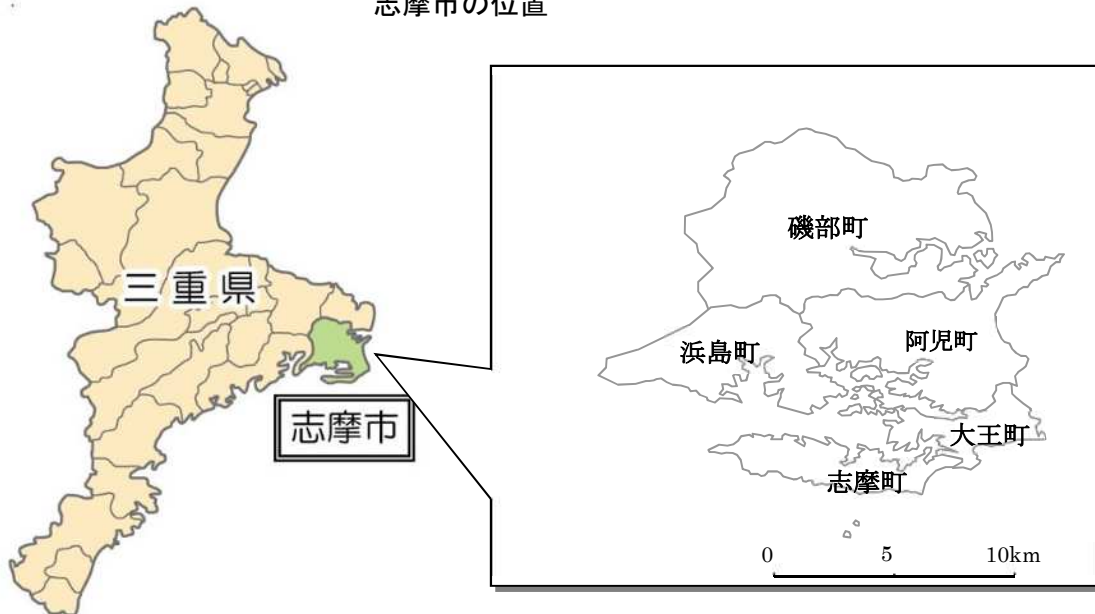
(1) 志摩市の概況

①志摩市の自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

ア 自然的条件

本市は、三重県の東南部に位置し、北部は伊勢市及び鳥羽市に、西部は南伊勢町に接し、南部及び東部は太平洋に面しています。延長は東西が約19km、南北が約20km、面積は178.94km²です。市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾・的矢湾といったリアス海岸が特徴的で、湾内をはじめ、大小の島々が点在する自然豊かな地域です。気候風土は、四季を通じて温暖で恵まれた条件となっており、気温は年平均15～17℃で積雪を見ることは稀です。また、年間降水量は約2,500mmで全国平均の1,700mmを上回っています。

志摩市の位置



イ 歴史的条件

本市は、8世紀に編纂された万葉集において「御食国(みけつくに)」と詠われた「志摩国」に属する地域を行政区とする自治体です。朝廷に「贄(にえ)」として多様な海産物を収める地域であり、小さいながらも「国」として扱われ、古くから我が国を代表する「食のブランド地域」として認識されてきた歴史があります。

沿革としては、明治29(1896)年に当時の英虞郡と答志郡が合併し志摩郡となり、その後、大正8(1919)年に浜島町、昭和29(1954)年に大王町、志摩町、昭和30(1955)年に磯部町、阿児町が成立しました。各町それぞれに発展の道を歩んできましたが、平成16(2004)年10月1日に志摩郡に属する5町が合併し本市が誕生しました。

令和3(2021)年4月1日には「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」

(以下「過疎法」という。)が施行され、本市については、合併前の5町のうち過疎法に定める要件を満たす浜島町、大王町、志摩町、磯部町が過疎地域とみなされ、一部過疎に指定されました。その後、令和4(2022)年4月1日には阿児町を含め市全域が過疎地域(全部過疎)となりました。

ウ 社会的、経済的条件

本市の道路網は、国道167号が鳥羽市方面と本市を結ぶ主要な道路となっています。また、県道鳥羽阿児線(パールロード)が海岸近くを鳥羽市から磯部町、阿児町まで続いています。阿児町鶴方からは、国道260号が阿児町、大王町、志摩町を連絡し、志摩町、浜島町間は海上区間を経て、浜島町からは熊野灘沿いに南伊勢町方面へ続いています。また、主要地方道浜島阿児線が浜島町と阿児町を結んでいます。さらに、本市と伊勢市を結ぶ道路として、磯部町から主要地方道伊勢磯部線(伊勢道路)が通っています。

本市の産業は、穏やかで美しい英虞湾や的矢湾、太平洋に面した環境により、水産業と観光業が中心となっています。平成27(2015)年の国勢調査では、産業別就業者割合は、第1次産業が8.7%、第2次産業が18.3%、第3次産業が70.6%となっています。第1次産業の占める割合が県平均(約4%)の倍以上となっており、その中でも水産業が75.8%の高い割合を占めています。

本市には、英虞湾を一望出来る横山展望台やレジャー施設の志摩スペイン村、参観可能な灯台である安乗埼灯台・大王埼灯台、伊勢神宮の内宮別宮である伊雑宮など、海・山の自然や歴史的な資源を活かした数多くの観光資源があり、温暖な気候と豊かな自然を活かした様々なスポーツイベントや、体験型アクティビティなども人気があります。

また、本市は、「日本の豊かな自然と伝統文化の原風景が残る地域」として、平成28(2016)年のG7伊勢志摩サミットの開催地に選ばれ、各国首脳がSDGsの推進に向けて初めて意見を交わす舞台となりました。平成30(2018)年には「SDGs(※1)達成のため積極的に取り組む都市」として内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、令和2(2020)年には脱炭素社会の実現に向けて取り組むため、「ゼロカーボンシティしま」を表明しています。令和3(2021)年には太平洋島嶼国等の首脳レベルを日本に招き、太平洋島嶼国・地域が直面する様々な問題について率直な意見交換を行う太平洋島サミットの開催地に選ばれたことや、伊勢志摩国立公園区域内での自然環境に配慮した脱炭素の取組やサステナブル(※2)な観光地作り等の取組が環境省から認められ、全国で2番目のゼロカーボンパークとして登録されるなど、SDGsの理念に沿った取組を進めています。

※1 SDGs…Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標のこと。平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」に記載された、国際的な取組目標である。

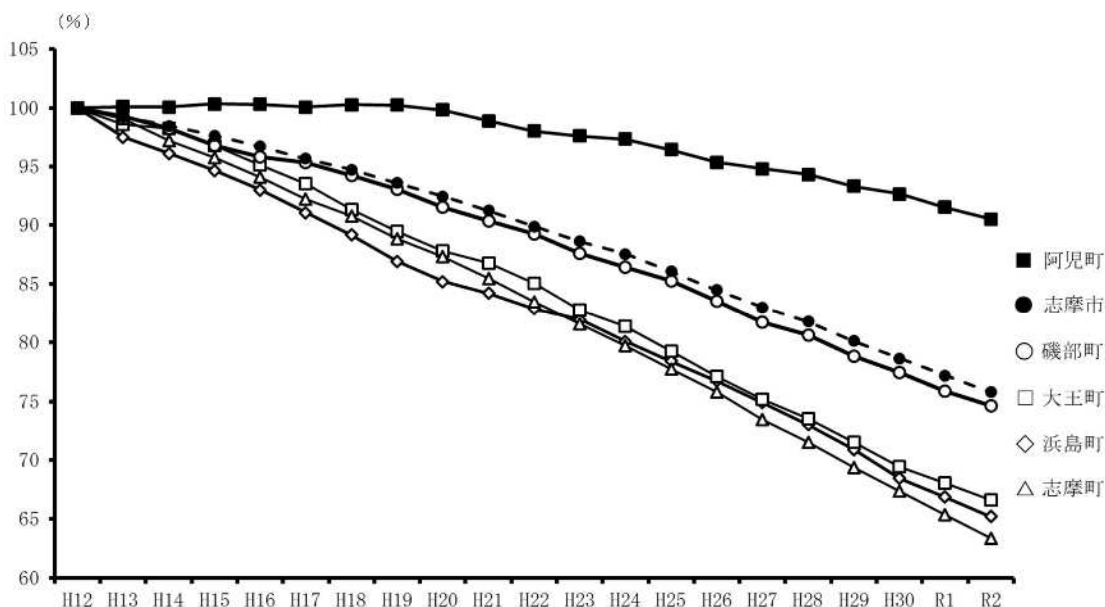
※2 サステナブル(Sustainable)…人間・社会・地球環境の持続可能な発展

②市における過疎の状況

ア 人口等の動向

本市の総人口は平成12(2000)年頃から顕著に減少しており、その原因は生産年齢層、特に20代及び30代の人口が減少していることにあると考えられます。旧町別にみると、阿児町は人口の減少幅が最も小さい地区で、令和2(2020)年の住民基本台帳の人口は、平成12(2000)年時点の90%程度を維持していますが、磯部町の人口は、総人口の減少とほぼ同じペースで減少しています。浜島町、大王町及び志摩町の3地区については、人口減少の進行が速く、令和2(2020)年の人口は、平成12(2000)年時点の65%程度まで減少しています。

■町別人口の変化率



(資料出所：住民基本台帳)

イ これまでの対策と課題

合併後、平成18(2006)年に志摩市総合計画を策定し、まちづくりに関する基本理念や基本目標を定め、まちづくりを推進してきました。その後、全国的な傾向と同様、少子高齢化の進行による集落機能の維持・存続の危機により空き家の増加や交通手段の確保、買い物等の日常生活や地域医療に関する不安、農林水産業等の担い手不足など、市民の暮らしに直結する課題がある中、人口減少対策として、地域の現状分析や人口推計とともに、それらを踏まえた45年後(2060年)の地域の将来展望を描いた基礎資料である「志摩市人口ビジョン」(以下、「人口ビジョン」という。)を策定し、それを踏まえて具体的な施策を定めた地方版総合戦略として「志摩市創生総合戦略」(以下、「総合戦略」という。)を策定し取り組んできました。令和2年には本市の現状を真摯に受

け止め、さらなる人口減少対策に取り組むべく具体的な施策を定めた第2期総合戦略を、令和3(2021)年には、第2次総合計画後期基本計画(以下「総合計画」という。)を策定し、人口ビジョンが描く人口減少、少子高齢化への対応やSDGsの理念を活用した地域活性化や市民による持続可能なまちづくりの推進などを重点目標に掲げ、さらなる人口減少対策に取り組んでいます。今後、時代に即した「誇れる新しい志摩市」を作るため、さまざまなチェンジを行い、市民、事業者、行政が協働をしながら総合計画に基づき各施策を推進していく必要があります。

③社会経済的発展の方向性の概要

令和2(2020)年の国勢調査によると、本市の総就業者数は21,258人であり、これは総人口の約46%に相当します。全体的な就業者数は、平成7(1995)年から令和2(2020)年にかけて12,401人減少しています。常住地ベースの産業別就業者数をみると、令和2(2020)年には第1次産業就業者数が1,663人(7.8%)、第2次産業就業者数が3,674人(17.3%)、第3次産業就業者数が15,302人(72.0%)となっており、第3次産業就業者数が最も多く、全就労者数の約7割が第3次産業に分類されています。年度別にみると、第3次産業就業者割合が平成7(1995)年から令和2(2020)年にかけて約1.2倍となっていますが、第1次産業就業者割合は減少傾向を示し、平成7(1995)年と比較すると半分以下になっています。さらに、第2次産業就業者割合についても減少に転じています。

■産業別就業者数

	平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
第1次	5,764	17.1	3,426	12.1	2,084	8.7	1,663	7.8
第2次	8,230	24.5	6,447	22.8	4,358	18.3	3,674	17.3
第3次	19,631	58.3	18,273	64.7	16,841	70.6	15,302	72.0
総計	33,659	100.0	28,234	100.0	23,838	100.0	21,258	100.0

※統計には「不詳」を含むため内訳の合計と一致しません。

(資料出所：国勢調査)

(2) 人口及び産業の推移と動向

大正9(1920)年に44,013人だった本市の人口は、第1次ベビーブーム(昭和22(1947)年～24(1949)年)を経て昭和22(1947)年には60,391人となり、昭和30(1955)年には66,628人となってピークを迎えました。

表1-1(1)が示すとおり、昭和35(1960)年には65,266人だった人口が、その後若干の増減はありますが、急速な人口減少が続き令和2(2020)年には46,057人になっています。このように、本市の人口は半世紀以上前から減少を続けており、近年その減少に拍車がかかっています。

人口減少の主な要因として、人口の自然増減(※3)があります。平成2(1990)年度以降しばらく増減が均衡したのち平成7(1995)年頃に自然減となり、その後減少幅が年々大きくなっています。近年は、年間約600人程度の自然減となっています。

もう一つの要因として人口の社会増減(※4)があります。本市では、一時的な社会増は見られるものの、昭和59(1984)年以降社会減が続いています。最も社会減を導いている要因は15～29歳の人の転出で、進学や就職による転出が大きな社会減の要因になっていると考えられ、近年は、年間約300人程度の社会減が続いています。

本市全体の若年者比率は、昭和35(1960)年に25.0%だったものが、減少傾向が続き令和2(2020)年には半分以下の9.2%となっています。一方、高齢者比率は増加傾向にあり、昭和35(1960)年に8.2%だったものが令和2(2020)年には40.9%となっています。

産業別の従事者数の割合数をみると昭和40(1965)年には労働者人口の40%弱を水産業者が占めていましたが、その後の10年間で水産業者の割合は急速に減少しています。昭和50(1975)年にはサービス業に従事する人の割合が水産業者の割合を上回り、近年ではサービス業に従事する人が労働者人口の40%以上に増加し、水産業者の割合は7%程度まで減少しています。農林業者も、水産業者と同様に減少し、昭和40(1965)年には20%以上あった割合が近年は2%の水準まで減少しています。卸売業・小売業に従事する人の割合は、昭和40(1965)年に10%程度から平成12(2000)年には19%程度まで増加しましたが、その後減少しています。また、製造業に従事する人の割合も平成2(1990)年をピークに減少しています。建設業に従事する人の割合については、おおむね10%程度で推移しています。

※3 人口の自然増減…その年に生まれてくる人の数(出生数)と亡くなる人の数(死亡数)の差

※4 人口の社会増減…その年に本市に引っ越してくる人の数(転入数)と本市から出ていく人の数(転出数)の差

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 65,266	人 62,415	% △4.4	人 62,877	% 0.7	人 58,225	% △7.4	人 50,341	% △13.5	人 46,057	% △8.5
0～14歳	20,134	15,096	△25.0	10,951	△27.5	7,590	△30.7	4,941	△34.9	3,968	△19.7
15～64歳	39,784	40,414	1.6	41,872	3.6	34,324	△18.0	26,335	△23.3	22,746	△13.6
うち15歳～29歳(a)	16,307	12,124	△25.7	10,808	△10.9	7,240	△33.0	4,988	△31.1	4,222	△15.4
65歳以上(b)	5,348	6,902	29.1	10,036	45.4	16,311	62.5	18,648	14.3	18,818	0.9
若年者比率 (a)／総数	% 25.0	% 19.4	-	% 17.2	-	% 12.4	-	% 9.9	-	% 9.2	-
高齢者比率 (b)／総数	% 8.2	% 11.1	-	% 16.0	-	% 28.0	-	% 37.0	-	% 40.9	-

※総数には年齢不詳を含む

(資料出所:国勢調査)

表1-1 (2) 人口の見通し

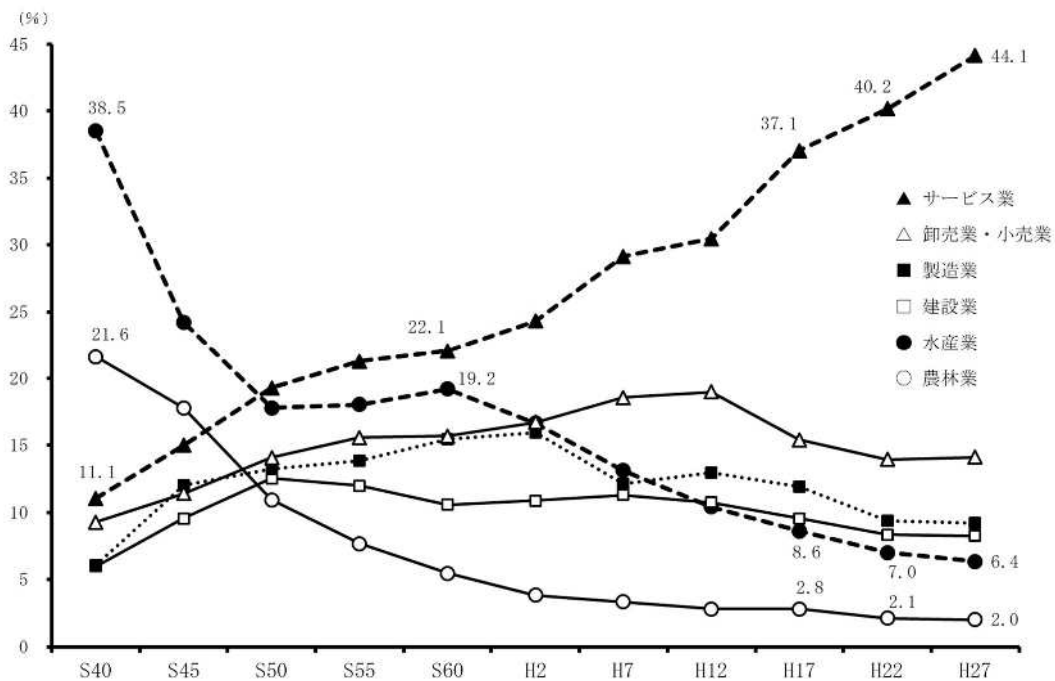
(人)

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
総人口	50,341	46,057	43,242	40,536	38,068

	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
総人口	35,817	33,716	31,801	30,044	28,575

※令和7(2025)年までに社会減が解消され、合計特殊出生率が段階的に2.1まで改善されると仮定した場合に、令和2(2020)年国勢調査の確定値を反映し試算したものの

■労働者人口に占める産業別の従事者数の割合の変遷



(資料出所：人口ビジョン)

(3) 行財政の状況

①行財政の状況

本市では、行政改革大綱に定めた「市民と協働のまちづくりの推進」、「簡素で効率的な行政運営の展開」、「健全財政運営の推進」の方向性に基づき、類似施設の統廃合、事務事業の見直し、職員数と総人件費の見直し、社会経済情勢の変化に対応した組織機構改革などの行政改革に取り組んできました。

しかし、財政状況は表 1-2 (1) のとおり、財政力指数が低下しています。また、公債費負担比率が上昇し、経常収支比率が高水準となるなど、財政構造は硬直化した状態となっています。

今後の財政状況見通しについては、歳入面では人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済状況の悪化等により税収等自主財源の減少を想定し、歳出面では、扶助費など社会保障費の増大や、老朽化した公共施設等の更新や適正管理費用などに多額の経費を必要と想定されることから、財政状況は、ますます厳しくなると見込んでいます。

このような状況を踏まえ、RPA (※5) の導入や ICT (※6) の利活用、自治体 DX (※7) の推進など業務の効率化を加速しながら、行政サービスの効率化に取り組む行政改革を推進するとともに、財政計画に基づき、財政健全化と持続可能な財政運営を行うため、財源の確保や歳出の削減に取り組む必要があります。

※5 RPA…ロボットによる業務自動化の取組を表す言葉。人間が行う業務の処理手順を操作画面上から登録しておくだけで、ブラウザやクラウドなど様々なアプリケーションを横断し業務自動化を実現する。

※6 ICT (情報通信技術) …通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

※7 DX (デジタルトランスフォーメーション) …ICT の浸透が人びとの生活をあらゆる面でよい方向に変化させること。従来の情報化/ICT 利活用では、既に確立された産業を前提に、その産業の効率化や価値の向上を実現するものであったのに対し、DX では、その産業のビジネスモデル自体を変革していくものである。

表1-2 (1) 市財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額A	26,396,728	28,491,603	31,515,751
一般財源	15,381,239	17,171,624	16,655,879
国庫支出金	3,168,059	2,469,272	8,225,580
県支出金	1,507,016	1,240,662	1,266,410
地方債	4,052,400	3,275,700	1,341,600
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	2,288,014	4,334,345	4,026,282
歳出総額B	25,683,028	27,351,831	30,939,085
義務的経費	10,970,111	11,812,096	13,217,372
投資的経費	4,001,065	2,069,772	1,002,737
うち普通建設事業	3,994,967	2,065,951	998,445
その他	10,711,852	13,469,963	16,718,976
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額C (A-B)	713,700	1,139,772	576,666
翌年度へ繰越すべき財源D	120,396	8,188	70,753
実質収支 C=D	593,304	1,131,584	505,913
財政力指数	0.49	0.42	0.39
公債費負担比率	15.7	19.2	22.2
実質公債費比率	12.2	9.6	11.2
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	85.9	92.4	101.7
将来負担比率	96.3	56.2	37.7
地方債現在高	29,424,681	33,344,143	23,530,081

(資料出所：地方財政状況調査等)

②公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準の現況は、表1-2(2)のとおりです。

今後、総合計画、過疎地域持続的発展計画等により、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進めていきます。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	-	-	20.9	38.3	42.5
舗装率 (%)	-	-	79.4	81.6	84.8
農道					
延長 (m)	-	-	109,163	135,804	127,131
耕地1ha当たり農道延長 (m)	-	-	38.8	-	-
林道					
延長 (m)	-	-	22,692	22,647	22,647
林野1ha当たり林道延長 (m)	-	-	3.1	-	-
水道普及率 (%)	-	-	98.4	98.4	98.6
水洗化率 (%)	-	-	51.0	72.8	85.6
人口千人当たり病院 診療所の病床数 (床)	-	-	8.9	9.0	10.0

(資料出所：公共施設状況調査等)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、人口減少、少子高齢化の傾向が続くことが予想されており、そのことによる経済活動の停滞や縮小、地域活力の低下などさまざまな面での影響が懸念されています。このような中、本市がめざすまちづくりについては、令和3(2021)年3月に策定した総合計画に示されているように「自然と共生するまち」「市民が誇りをもてるまち」「次世代につながるまち」を基本理念とし、将来にわたって安心して暮らし続けることのできる将来像の実現をめざして市民・事業者・行政等、本市にかかわるすべての人が力をあわせ、みんなが自慢したくなるまちづくりを進めています。本市における過疎対策においても三重県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、総合計画のもと、人口の社会減に歯止めをかけるための施策に取り組み、持続可能なまちづくりをめざします。

基本理念

「自然と共生するまち」
「市民が誇りをもてるまち」
「次世代につながるまち」

まちの将来像

「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」

基本目標

目標1 自然とともに生きるまちづくり

志摩市の豊かな自然環境は、この地域の伝統・文化を形成するものであるとともに人々の生活や産業の基盤となるものです。

この素晴らしい自然環境を次世代へ継承するため、日々の暮らしの中で、自然との良好な関係を築きながら自然環境の保全に努めるとともに、伊勢志摩国立公園にふさわしい景観の保全に取り組みます。また、自然と触れ合いながら、自然と市民との暮らしのつながりについて学ぶための環境教育にも取り組みます。さらには、海洋プラスチックごみ対策も含めたごみの発生抑制と資源の循環利用推進、温室効果ガスの排出削減、森・里・川・海のつながりの確保や水環境に配慮した排水処理の推進等により、持続可能な循環共生型の社会の構築を進めます。

目標2 安全・安心なまちづくり

各種災害への備えが万全で、身の回りに危険や犯罪がない生活環境は、市民の快適な生活を支える基本となるものです。

地震津波や台風、集中豪雨などの自然災害の脅威に対し、公共施設の耐震化や河川・海岸の整備、自主防災組織の育成、市民の意識啓発など、総合的な防災・減災体制の強化に取り組みます。また、常備消防や消防団の充実・強化を図り、災害発生時の人的・物的被害の拡大を抑制します。さらに、新型コロナウイルス感染症対策を含めた危機管理体制の強化も図ります。生活や地域の変化に対応した土地利用の適正化や増加する空家等の適正な管理を行い、住環境を整えるとともに、道路や公共交通などの生活基盤の整備に取り組み、快適で安全・安心なまちづくりを進めます。

目標3 産業が元気なまちづくり

地域産業と雇用は地域の暮らしの基盤であり、産業の振興と雇用の創出は人口減少を食い止めるうえで重要な課題です。

志摩市の産業の特徴は、豊かな食材を生み出す農林水産業と美しい景観などの地域資源を活用した観光関連産業にあります。これらの地域産業を維持・強化するため、担い手育成等を図るとともに、6次産業化の推進や創業支援、企業誘致により新たな産業や雇用の創出をめざします。あわせて漁場環境の改善や獣害対策等に取り組み、持続可能な生産基盤を整備します。また、観光地としての魅力を高める環境整備や情報発信に取り組みとともに、豊かな自然環境等を生かした体験型アクティビティを推進するなど、「ナショナルパーク」としての地域ブランド力の向上を図ります。

目標4 誰もが健やかで助け合うまちづくり

誰もが安心して幸せに暮らすためには、すべての人が尊重され、地域住民としてのつながりを持ち、お互いに支えあい共に生きるまちづくりを進めることが重要です。

高齢化が急速に進行する中、健康寿命を延ばす体力づくりや予防医療を推進するとともに、医療体制や介護サービス等の充実に取り組みます。また、子どもを安心して産み育てられ、子どもが健やかに育つことのできる環境を整えます。年齢、性別、障がいの有無に関わらず誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるよう、地域全体で様々な生活課題に取り組む仕組みを構築し、それぞれが思い描く幸せのかたちを尊重し合う地域社会の実現をめざします。

目標5 人と文化を育むまちづくり

市民一人ひとりがまちづくりの主役であり、教育を通して「生きる力」を身につけ豊かな感性を育むとともに、ふるさとへの愛着を抱き、まちづくりに対する興味と関心を

持てるようになる環境づくりが重要です。

次世代を担う子どもたちが、健全にたくましく成長し、自然や伝統・文化を愛し、ふるさとを誇ることができるよう、地域の特性を伝える“志摩ならではの”の教育や、学校と地域、各家庭が一体となった教育を実践します。加えて、社会や生活の様式が大きく変化する中、情報を活用する能力、物事の中から問題を発見する能力、他の人たちと協働して課題を解決する能力を培う教育を推進します。また、生涯学習講座やスポーツに親しむ機会の充実を図り、子どもから高齢者まで生涯にわたり生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます。さらに、地域の伝統・文化の再発見と再評価を行い、保存や活用に取り組み、次世代への継承を進めます。

目標6 市民のために市民と築くまちづくり

少子高齢化と人口減少が進行し、市税収入の減少と社会保障費の増大が予想される中、今後、持続的かつ効率的な運営となるよう行財政改革が必要となります。

限られた行政の経営資源の中で、まず、歳出削減や新たな歳入の確保など財政基盤の強化を図ります。さらに多様化・高度化する市民のニーズにより柔軟に対応できるよう市職員の資質向上と意識向上に努め、伸びやかに能力を発揮できる場をつくります。あわせて AI（人工知能）や RPA（ロボットによる自動化）等の新たなテクノロジーの導入・利活用による業務効率化を進めるとともに市民サービスの向上を図ります。市民が各地域の特性を生かして主体的に地域の発展を担っていけるような体制づくりに努め、市民・事業者・行政が連携した市民のためのまちづくりを進めます。

重点目標

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、施策横断的に取り組む必要のある次の5つを重点目標として設定します。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 人口減少、少子・超高齢社会への対応 | 《 地方創生 》 |
| (2) 環境・経済・社会の三側面の連携による価値創出 | 《 S D G s 》 |
| (3) 災害に負けない強靱な地域づくり | 《 国土強靱化 》 |
| (4) ニューノーマル（新たな日常）への適応 | 《 ポストコロナ 》 |
| (5) 市民による持続可能なまちづくりの推進 | 《 市民まちづくり 》 |

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本目標を次のように定めます。

志摩市の人口に関する目標「令和7(2025)年までに社会減をゼロにする」

(基準値：令和2(2020)年中の社会増減：△297人)

(目標値：令和7(2025)年中の社会増減： 0人)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度終了後、速やかに担当課室で評価し、市長、副市長、教育長及び担当部局長等による政策協議の場において、その評価結果を検証します。

評価・検証結果を踏まえ、次年度以降の取組につなげることで、PDCAサイクル(※8)の確立を図ります。

※8 PDCAサイクル… Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

志摩市公共施設等総合管理計画では、以下の3つの「公共施設等に関する基本方針」を定めています。本計画における全ての公共施設の整備や維持・管理などについては、公共施設等総合管理計画に定めるこれらの基本方針と整合性を図り、必要な事業を適切に実施します。

①安全・安心の確保

今後、公共施設等が老朽化していく中で、市民及び利用者の安全・安心を確保していくことは最優先に求められることであり、ユニバーサルデザインの街づくりへ向けて、全ての人が安全かつ快適に利用できることも求められます。

また、公共施設等には、津波浸水想定区域内など、災害による被害が想定される区域に位置するものがあるため、用途を踏まえて早期の高台移転等を進めていきます。さらに、災害時に避難所や拠点施設として機能するものもあり、機能維持にも十分配慮する必要があります。

②適切な配置と規模

今後、人口減少や市の役割の変化などを受け、公共施設等に対するニーズや利用状況が変化することが予測されます。一方、普通交付税や税収入などの減少や扶助費の増加により普通建設事業費の縮減が予測されます。

このため、公共施設等の更新等の検討に当たっては総量の最適化を前提とし、施設において提供するサービス機能について、市内の同じ機能の施設を統廃合する集約化、異なる機能の施設を一つに統廃合する複合化や多機能化を実施し、近隣市町と協力したサービス機能の広域化の可能性についても検討します。その結果、生じる廃止施設の維持管理経費の削減分や施設（用地を含む）の売却、貸付けの収入を更新費用に充当するなど、更新等に要する財政負担を軽減する手法を検討します。

これらの予測と検討作業を踏まえて、今後の利用需要を見据えた適正な配置と規模を確保しながら、費用対効果の視点を踏まえ集約化、複合化、減築、更新等を実施していきます。

③長寿命化の推進

中長期的な観点から、点検・診断等の計画的な実施による適切な維持管理・修繕を実施し、施設に応じて予防保全型維持管理により長寿命化を推進し、公共施設等の更新に係る財政負担の軽減及び平準化を図るとともに、安全・安心の確保を確実に実施していきます。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住の推進

本市では、市外流出による人口減少に歯止めがかからず、特に若い世代を中心とした転出超過による社会減の影響が大きくなっています。今後、転出抑制のために、働く場の創出や子育て環境の整備を行っていく必要がある一方で、移住・定住に向けた取組を推進することで転入者を増加させ、転出者数と転入者数の均衡をめざす必要があります。現在、本市では都市圏等の移住希望者に対し情報発信を行い、認知度・魅力度を向上させるなどの移住施策に取り組んでいます。特に次世代を担う若者のIJUターン者の移住を促し、定住につなげるために、移住してきた若者・子育て世帯への家賃補助等の施策や、奨学金返済補助事業などを行っています。また、市内で増加している空き家を有効に活用し、移住定住促進、地域活性化につなげるツールとして活用しています。

今後、地域に定住している人が安心して暮らし続けられるよう、「子育てしやすいまち」、「住んで楽しいまち」として、より魅力的で暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

②地域間交流の促進

近年の自然志向の高まりや働き方の多様化、ライフスタイルの変化を受け、地域と多様に関わる者である「関係人口」に着目し、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組むなど、市外からの交流の入り口を増やすことも必要です。本市では、ワーケーションやサテライトオフィスの誘致などの推進に取り組んでいますが、今後、いわゆる田舎暮らしを希望する移住・定住者や地方とのかかわりを求める企業などの受け入れ体制のより一層の充実が必要です。

③多様な人材の確保・育成

高校卒業後、進学や就職をきっかけに若者が本市を離れる傾向が続いており、そのことが地域の人口減少、少子高齢化の原因の一つになっています。

本市では地域に誇りや愛着を持ち、地元に残りたいと考える若者を増やすために市内の小・中学生や高校生を対象に体験学習などを行い、地元を知る機会を作り、今後の地域や産業の担い手となる若者の育成を行っています。今後も関係機関と連携し、取り組む必要があります。

また、農林水産業などにおいても後継者や働き手の不足が進行しているため、関係機関と連携しながら後継者及び担い手の育成・確保に努め、地域おこし協力隊などの拡充を行うことにより地域外からの新しい視点を取り入れ多様な人材の育成・確保に努める必要があります。

(2) その対策

①移住・定住の推進

- ・市ホームページや移住ガイドブック等により「子育てしやすいまち」、「住んで楽しいまち」の情報発信をし、本市への移住に関心を持っていただけるように都市部での移住セミナーやオンライン移住相談を行うなど、移住促進に取り組みます。
- ・移住希望者への移住支援の充実を図るとともに、実際に移住した方に対して家賃補助等の支援を行うなど、移住・定住につなげるための制度を充実させます。
- ・市内で増加している空き家等を利活用し、市内の不動産業者等との連携や「空き家バンク」制度の活用などを進め、移住者・定住者の増加につなげます。

②地域間交流の促進

- ・地域づくりに対して貢献したいという思いを持つ地域外の人たちに向けて情報発信を行い、関わり合いの程度に応じた取組を進め、地域と多様に関わる「関係人口」の創出をめざします。
- ・自然志向の高まりや働き方の多様化、ライフスタイルの変化を受け、ワーケーションやサテライトオフィスの誘致に対しての補助制度などを充実させ、都市部住民との関係を深める取組を進めます。継続的なつながりを提供し、関係を築きながら、将来的な担い手の確保、移住・定住につなげていきます。
- ・志摩市民と各地で活躍される志摩市出身者や応援者で構成する「志摩びとの会」を通じて、本市の魅力などの情報発信を行うとともに、交流ネットワークを構築し、関係人口の拡大を図ります。

③多様な人材の確保・育成

- ・児童・生徒が地域に誇りや愛着を感じることができるよう、様々な組織や関係機関と連携を行い、地元を知る機会を作り、今後の地域や産業の担い手となる若者の育成・確保に努めます。
- ・都市部等の人材を積極的に誘致して定住・定着を図る「地域おこし協力隊」の制度を活用し、志摩市に関心のある若者などの受け入れを進めます。
- ・都市部等の企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化等につながる業務に従事する「地域活性化起業人」制度を積極的に活用します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
移住・定住・地域 間交流の促進、 人材育成	移住・定住	移住促進空き家改修 支援事業	移住者の空き家改修 に対する補助	志摩市	
	過疎地域持続 的発展特別事 業 (移住・定住)	移住しやすい志摩づ くり事業	移住情報発信	志摩市	
		空き家バンク活用事 業	空き家バンク活用	志摩市	
		I J Uターン促進の ための奨学金返済補 助事業	奨学金を返済する I J Uターン者等への 補助	志摩市	
		若者世代の移住促進 事業	移住者への家賃補助	志摩市	
	(地域間交流)	若者の集いと出会い の支援事業	若者が集まるイベン ト・出会いイベントに 係る開催経費の補助	実行委 員会等	
		志摩びとの会運営事 業	志摩びとの会運営、交 流事業	志摩市	
		友好都市交流事業	岐阜県郡上市、愛知県 日進市との交流事業	志摩市	
	(人材育成)	離島活性推進事業	地域おこし協力隊の 活用	志摩市	
		農林水産業の担い手 受け入れ推進事業	地域おこし協力隊の 活用	志摩市	
		地域活性化起業人交 流プログラム事業	地域活性化起業人の 活用	志摩市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を進めていきます。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林業

本市においては、高齢化や後継者の不在等の理由により、農業の担い手不足が危惧されており、あわせて、耕作放棄地の増加がいつそう進んでいます。国は集落単位での農地の集積・集約を含めた将来計画の策定を推進していることから、これからの農業振興について地域における話し合いを持つことが必要であるとともに、各種支援制度に基づく農業に携わる人材の確保・育成が求められています。

また、地域内の耕作地や農家の現状を把握するとともに、自治会や小集落の要望を的確に捉えることで、計画的に就農の継続または新規での就農がしやすい環境や農業生産基盤の整備・保全を行うことが必要です。

ニホンジカやイノシシ等の獣害による農業被害が深刻化し、農家の耕作意欲が低下するのみならず、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加に拍車をかけています。有害鳥獣の個体数増加による自然生態系への影響も心配されます。一方で、高齢化等で捕獲の担い手が減少していることから、狩猟者の確保も含めた総合的な獣害対策の推進が必要です。

市の総面積の約半分を占める森林について、管理が行き届かず間伐や保育の実施が立ち遅れている森林が多く見られるため、災害防止や国土保全機能強化等の観点からも、森林の整備に取り組む必要があります。

②水産業

大王崎以南で広がりつつある磯焼けや、令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度に発生したアコヤガイやカキの大量へい死等、水産資源を取り巻く現状は厳しい状況が続いています。このため、研究機関等と連携して漁場環境の観測や調査による現状把握を行うとともに、海水温の上昇や海洋プラスチックごみ問題等とあわせて、海洋を取り巻くさまざまな環境変化に対応していくための取組が必要です。

漁業資源を持続的に利用できるようにするために、各種の種苗放流や操業規制を行うなど、資源管理型漁業を推進していますが、依然として漁獲量は低迷しています。引き続き、これらの取組を実施するとともに、環境調査や放流適地調査、藻場造成も並行して実施する必要があります。

人口構成と同様に就業者の高齢化が進む中、新たな担い手の育成・確保に向けて、漁業集落に若者や移住者を受け入れ、地域に適応した担い手の育成に努めています。しかし、実際に新規就業者を受け入れる場合には、指導者や世話人の確保が必要であり、また地区外からの受け入れの場合は住居などの生活環境の整備や、地元調整が必要となるなど、受け入れ体制の構築には課題も存在します。

また、水産業の基盤となる漁港施設の多くは老朽化が進んでおり、機能保全のため、大規模改修や更新を必要とする施設が増えていることから、漁港管理を体系的に捉え、更新コストの平準化・縮減も勘案しながら計画的に漁港施設の長寿命化事業や集約化などを行う必要があります。加えて、漁港における南海トラフ地震等に対する津波避難等の対策も必要となっています。

③商工業

本市の商工業者の数は年々減少傾向にあり、後継者不足や郊外型店舗への利用客の流出による閉店、幹線道路沿いへの店舗移転といった状況を受け、空き店舗が増加し、街中の空洞化が進んでいます。

商工業の活性化に向けては、志摩市商工会や関係機関と連携して、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化と経営安定化を推進することが必要です。また、小規模事業者の経営発達支援や事業承継支援に取り組むほか、新規に創業する者への支援をさらに強化する必要があります。

また、本市には、農産物・水産物などの地域産品やそれらを原材料とした加工品など、三重ブランドや志摩ブランドに認定された多くの特産品があります。古くから「御食国」に象徴される食文化を未来につないでいくために、市内での認知度を高め、積極的に販路を開拓することが重要です。

④観光業

本市は、平成 28（2016）年の G7 伊勢志摩サミットの開催地であり、豊かな自然環境・景観に恵まれた観光地として知られています。市の全域が国立公園に指定されており、平成 30（2018）年には環境省の「国立公園満喫プロジェクト」により横山展望台がリニューアルされるなど、魅力ある観光地としての環境整備を進めています。観光施設等については、引き続き計画的な予防保全と長寿命化の推進を図り、安全かつ快適に利用できる環境整備を行う必要があります。

市内観光入込客数は、増加の傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が減少したことで、落ち込みを見せているため、今後は、変化した旅行者のニーズや新たな旅行スタイルに対応した、体験型をはじめとする多様なコンテンツの充実など、本市の豊かな自然環境・景観を生かした誘客の取組を進めていく必要があります。

また、本市は、コロナ禍において、自然体験プログラムの豊富さなどから、教育旅行先としても改めて注目を得ているため、教育旅行の満足度向上を図り、継続的な教育旅行の誘致を進めていくとともに、コロナ終息後を見据えた外国人誘客のための広域観光周遊ルートの設定など、外国人向けの情報発信の強化や受け入れ環境の整備等を進めていく必要があります。

⑤雇用対策

本市においては、高校卒業後、進学や就職をきっかけに若者が地元を離れる傾向が続いており、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少していることから、市内で働きたいと考える若者を増やすとともに、安定した雇用の受け皿を整え、新卒者はもとよりUターン者を増やし、若者に働いてもらうための取組を進めていく必要があります。また、職業観や生活環境の変化などにより、求人と求職者の需給にアンマッチが生じており、特に旅館・ホテル業や介護事業において顕著になっています。地域産業を支える労働力の確保のため、需給のアンマッチの解消に向けた取組が必要です。

本市への企業誘致は、道路アクセス等地理的条件が他の地域より厳しい状況にある一方、豊かな自然環境に恵まれた魅力的な場所であることを踏まえ、コロナ禍を契機としたローカルシフト時代に対応するため、地理的状況などを考慮した地域にふさわしい企業誘致施策を模索していく必要があります。

（２）その対策

①農林業

- ・地域の特色ある農業や農地を守り、農業振興と農業経営の安定を図るため、各種補助制度や6次産業化に向けた支援など、効果的な農業支援体制を整えることで農業の担い手の確保・育成を図ります。
- ・地域における農業課題を集落単位として捉え、地権者はもとより耕作者や地域の関係者、また、関係機関等が問題意識を共有し、解決策を具体的に検討するため、「人・農地プラン」の作成に向けて取組を進めます。
- ・地域コンセンサスを踏まえて事業展開を図るため、自治会要望などから必要に応じて農道や農業用排水路などの計画・整備の推進を図るとともに、農地を多く抱える地域の農地維持管理活動に対して支援を行います。
- ・志摩市有害鳥獣対策協議会をはじめ、関係機関との連絡調整を行いながら、猟友会との連携や捕獲檻の貸出等による積極的な有害鳥獣の捕獲の推進を図ります。
- ・市民が被害防止に対する共通の意識を持ち、地域が一体となって対策に取り組める体制を整備します。
- ・地域資源として、猟友会等が捕獲した鳥獣のジビエ利活用を推進します。
- ・農林業を通じた緑化や自然環境の保全を進め、みえ森と緑の県民税事業を活用し、災害に強い森林の整備を行いながら森林の持つ多面的な機能の有用性について啓発を行います。
- ・令和元(2019)年度から譲与されている森林環境譲与税を活用し、森林資源の循環活用を図るための事業のさらなる促進を図ります。
- ・薪や炭を生産するために原木を確保したい林業者等と森林の所有者をマッチングする「森林バンク制度」の活用を推進し、森林の経営管理を促進します。

②水産業

- ・研究機関と連携して漁場環境の変化を把握するとともに、赤潮や貧酸素水塊の発生状況を監視し、漁業被害の未然防止に努めます。
- ・漁場造成や底質の改善、藻場や干潟の保全と再生など、環境の改善に取り組みます。
- ・漁場への負荷を軽減するため、漁業系廃棄物の適切な処理に係る普及啓発を図るとともに、漁場や海岸の清掃活動を支援します。
- ・近年、急速に広がっている磯焼けの対策として、食害生物の駆除、海況環境のモニタリング等に取り組みます。
- ・水産資源の維持を図るため、研究機関等と連携し、種苗放流事業や操業ルールの改善など、適切な資源管理の実施に努めます。
- ・研究機関と連携して、養殖海域に適した真珠母貝や養殖技術の開発に努めます。
- ・漁業集落への若者や移住者の受け入れに向け、三重県漁業担い手対策協議会の下、県内の漁協系統組織や近隣市町、三重県農林水産支援センター、三重県立水産高等学校などと連携して受け入れ体制を構築し、担い手の確保に努めます。
- ・漁業者の効率的な経営を促進するため、操業の省力化、省エネ対策など、新たな技術導入の推進を行うとともに、将来にわたって安定した経営を維持していくため、新たな販路の拡大、直販施設の運営等の取組についても支援します。
- ・漁港の現状把握と効率的で適切な漁港管理を行うとともに、漁港機能を漁業実態や地域のニーズに合わせて見直します。
- ・老朽化した漁港については、防災面も考慮した整備計画を策定し、更新コストの平準化・縮減も勘案しながら漁港施設の長寿命化事業を行います。
- ・南海トラフ地震等に対する耐震化や避難場所確保のための漁港施設整備に取り組みます。

③商工業

- ・中小企業・小規模企業の挑戦を後押しするとともに、経営改善を図るため、志摩市商工会や関係機関等と連携して、経営安定化・経営改善・形成基盤強化の支援を行うとともに、持続的発展を図る取組として、経営発達支援等を行います。
- ・中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、県や志摩市商工会、金融機関等と連携し、親族内承継やM&A（第三者承継）など幅広い事業引継ぎの実現に向けた支援を行います。
- ・新規創業者に対し、志摩市商工会や金融機関等と連携して、創業セミナーの実施や創業支援補助金等を交付するなど、創業に必要な知識の習得や創業後のサポート、資金調達等の支援を行います。

- ・地域コミュニティとしての役割を持つ地域商業の活性化を図るとともに、空き店舗対策や買い物弱者対策として、移動販売や事業者グループが集まるマルシェの開催など様々な販売方法を活用し、地域の商業振興に努めます。
- ・志摩市で生産、製造、加工等された一次産品や加工品等の優れた地域資源を「志摩ブランド」として認定し、その販売を支援することで、地域産物の付加価値を高める取組を進め、市内外に情報発信することで、地域イメージの向上を図ります。
- ・6次産業化や農林水産業、商工業、観光業、福祉分野等の連携に取り組む事業者に対して関係機関と連携し支援を行い、地域産品を使った商品開発を行うなど、新規産業の創出を促進します。
- ・EC モール等を活用して本市の魅力ある地域資源を市内外にPRするなど、デジタル技術を有効に活用しながら、「新たな日常」に対応した販売手法を構築します。
- ・地域の食材や食文化の活用に向けて地産地消の取組を進め、市内の宿泊施設や飲食店等での地元産物の使用を推進します。

④観光業

- ・国、県と連携して伊勢志摩国立公園の豊かな自然環境や景観を維持し、「ナショナルパーク」にふさわしい快適な観光環境の整備を進めます。
- ・観光施設等については、計画的な予防保全と長寿命化など適切な維持管理を行うとともに、施設のバリアフリー化や多言語対応、駐車場の整備などを進め、多様なニーズに応えられる観光地づくりをめざします。
- ・新しい生活様式を踏まえた自然体験を中心とする体験型アクティビティやワーケーション（リゾートテレワーク）を推進するなど、観光客のニーズにあった効果的な誘客を図ります。
- ・豊かな自然、歴史・伝統、地域のライフスタイルや食文化、スポーツなど、地域の強みや特色を生かした観光地づくりを進め、魅力を発信し、教育旅行を含む志摩市ファン（リピーター）を増加させます。
- ・国、県、近隣市町や伊勢志摩観光コンベンション機構等との連携を強化し、伊勢志摩国立公園の豊かな自然環境を活かした各種誘客プロモーションや広域的な観光イベントを実施します。
- ・積極的な観光情報の発信や、多言語による観光案内体制の構築、スポーツツーリズムの推進等を図るため、志摩市観光協会や志摩スポーツコミッション等との連携を強化します。さらに、連携の到達点として、志摩市のDMO（観光地域づくり法人）・DMC（観光地経営会社）の設立をめざします。
- ・環境省から認定を受けた「ゼロカーボン・パーク」として、また、内閣府から選定された「SDGs 未来都市」として、環境に配慮した、持続可能な観光地づくりをめざします。

⑤雇用対策

- 若者の就労に対する意識やニーズの把握を行い、雇用のアンマッチの解消を図るとともに、市内企業等の雇用を推進する仕組みを構築することで、就業者数の増加と若者人口の流出の抑制を図ります。
- 志摩市商工会や市内企業と連携して、市内中学生や高校生を対象に職場見学や体験等を行い、市内企業等を知る機会を創出し、将来の地元就職へつなげます。また、大学生を対象とした市内企業を見学するバスツアー等を開催し、市内で就職できる事業者の確保と市内で働きたい若者をうまくマッチングさせ、将来的には、若者の人口流出抑制につなげていきます。
- 志摩地域ならではの地場産業等へ就職するために必要な技能や資格の取得の支援を行います。
- 地域資源を活用した6次産業化、農水商工観光連携、農福・水福連携等の取組を推進し、新規雇用の創出を図ります。
- ダイバーシティ社会の構築をめざす中で、企業等への労働関係法令等の周知啓発など、働く意欲のある女性、高齢者、障がい者、外国人が能力や適性を活かして活躍できるよう、企業や関係団体と連携しながら、多様な働き方の普及・提供に取り組みます。
- 市内全域が国立公園に指定される自然環境は、新たなビジネスの創出やワーケーション等による福利厚生の実現をめぐり企業にとって魅力的と考えられることから、サテライトオフィス等志摩市にふさわしい企業誘致を展開し、誘致企業や関係機関と連携した基幹産業の課題解決につなげます。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
産業の振興	基盤整備 (農業)	中山間地域総合整備事業	南張、畔名、山田、下之郷、 恵利原、坂崎 他	三重県	
		湛水防除事業	下之郷排水機場	三重県	
		農業用ため池整備事業	農業用ため池の整備に係る負担金	三重県	
		農業生産者育成事業	機械設備導入等への補助	志摩市	
		獣害対策事業	防護柵購入費用等への補助	志摩市	
	(水産業)	水産物供給基盤機能保全事業	御座漁港、間崎漁港 他	志摩市	
		漁港施設機能強化事業	波切漁港	三重県	
	漁港施設	漁港津波避難施設整備事業	和具漁港	志摩市	
	観光又はレクリエーション	観光駐車場整備事業	観光客等が利用する駐車場および駐車場付帯施設の整備	志摩市	
		観光農園整備事業	施設の維持補修	志摩市	
		公園景観環境保全事業	国立公園利用拠点の環境整備	志摩市	
	過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	森林資源地域循環活用事業	森林資源活用、森林バンク	志摩市	
		食害生物駆除事業	食害生物駆除及び海況モニタリング	志摩市	
		種苗放流事業	各種種苗放流事業への補助	志摩市	
	(商工業・6次産業化)	中小企業支援事業	中小企業者等への支援	志摩市	
		志摩市を元気にする創業支援事業	創業を行う者への支援	志摩市	
		就業支援事業	新卒者雇用促進補助等の地元就職支援	志摩市	
		商工振興団体補助金	志摩市商工会等への補助	志摩市	
		6次産業化推進事業	6次産業化に取り組む事業者への補助	志摩市	
		地域ブランド認定事業	志摩ブランドの認定・販売支援等	志摩市	
		買い物支援事業	買い物利便性向上につながる事業の支援	志摩市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
産業の振興	(観光)	新たな旅のスタイル促進事業	新たな旅行ニーズに応じた誘客促進事業	志摩市	
		教育旅行満足度向上事業	教育旅行先としての魅力化向上事業	志摩市	
		学生合宿誘致事業	市内宿泊施設利用への補助	志摩市	
		ワーケーション推進事業	ワーケーション誘致のための推進事業	志摩市	
		灯台活用推進事業	灯台を観光資源活用した事業	志摩市	
		スポーツ観光推進事業	スポーツツーリズムの推進体制の構築	志摩市	
		国立公園利用推進事業	国立公園への観光客誘致	志摩市	
		観光振興団体補助金	観光振興に資する団体への補助	志摩市	
	観光施設解体撤去事業	老朽化した公衆トイレ等の解体	志摩市		
(企業誘致)	企業誘致推進事業	サテライトオフィス等開設に対する補助	志摩市		

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
令和3年4月1日～ 旧浜島町・旧大王町・ 旧志摩町・旧磯部町 令和4年4月1日～ 志摩市全域	①製造業 ②旅館業 ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 事業計画(令和3年度～7年度)」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市においては、合併前の平成 14 (2002) 年からケーブルテレビ会社によりケーブルテレビ網の整備が開始され、現在、本市のほぼ全域でケーブルテレビ網の利用が可能となっています。また、平成 23 (2011) 年のテレビの地上デジタル放送完全移行に伴い、国とともに地デジへの移行を推進し、難視聴地域に送受信装置を設置するなど、環境整備を実施してきました。近年では、家庭用・業務用で利用されるインターネット光ファイバーケーブル網の整備の促進や、携帯電話通信網においても 4G (第 4 世代移動通信システム) の普及が進んでおり、地域間のデジタル・ディバイド (情報格差) は解消されつつあります。

地域社会の ICT インフラ環境整備が着実に進展している一方で、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに行政のデジタル化の遅れや、利用者の情報活用能力 (情報リテラシー) の格差が浮き彫りとなっています。今後、行政のデジタル化による住民の利便性向上と行政の効率化を進めるとともに、地域課題の解決に向けて、教育、医療、交通、産業振興などの様々な分野における ICT・データ活用や、住民への情報利活用推進なども積極的に進めていく必要があります。

災害時や緊急時における情報伝達手段としては、防災行政無線や消防救急無線、全国瞬時警報システム、緊急速報メール、市ホームページ、文字放送などを活用しています。しかしながら、防災行政無線や個別受信機は、整備から 10 年以上が経過しており、機器の老朽化に加え、保守修繕に係る部材が年々、調達困難となるなど、円滑で継続的な運用に課題があります。今後、機器の更新や新たな情報伝達手段の検討などを進め、引き続き、迅速かつ確実に対応できる情報伝達手段の構築と、市民が容易に、また正確な情報提供ができるような体制を確保する必要があります。

(2) その対策

- ・光回線インターネットや 5G (第 5 世代移動通信システム) のサービスエリア拡大を総務省・通信事業者に促し、DX (デジタル・トランスフォーメーション) に対応する ICT インフラ環境を確保します。
- ・行政のデジタル化に向けた業務プロセスの見直しやシステムの標準化に取り組むとともに、各種手続のオンライン化やマイナンバーカードを利用したワンストップ手続、RPA・AI-OCR 等の業務自動化システムを導入するなど ICT 活用の推進を図り、自治体における DXを進めます。
- ・遠隔授業、ICT・データを活用した診療や、MaaS等の新技術を活用した新たな移動サービスの導入など、社会全体のDXを推進し、地域課題の解決をめざします。

- ・住民の情報利活用推進を促進する事業（スマホ教室等）を行います。
- ・防災行政無線や消防救急無線等の設備や機器の適切な更新を行うなど、環境の整備に取り組みます。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
地域における情報化	電気通信施設等情報化のための施設 (その他)	防災行政無線機器更新事業	防災行政無線の機器更新	志摩市	
		デジタル無線指令システム機器更新事業	消防本部デジタル無線指令システムの機器更新	志摩市	
	過疎地域持続的発展特別事業 (情報化)	CATV行政放送事業	ケーブルテレビによる情報発信	志摩市	
		庁内デジタル化推進事業	機器導入、庁内サーバ更改	志摩市	
		総合住民情報システム整備事業	総合住民情報システム改修	志摩市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

伊勢志摩地域の高速交通網を形成する地域高規格道路である伊勢志摩連絡道路については、平成 29 (2017) 年 12 月に国道 167 号鵜方磯部バイパス (阿児町鵜方～磯部町迫間) の全区間が供用開始され、伊勢方面へのアクセスが改善されました。国道 167 号磯部バイパス (磯部町恵利原～磯部町五知) についても、現在、整備が進められていますが、本市における経済活性化や救急医療や防災上の安全・安心を支えるため、早期完成に向けて、国や県への働きかけを強めていく必要があります。

市内各地域と市内中心地を結ぶ幹線道路である県道浜島阿児線などの県道の整備についても、事業推進に向けて、県への働きかけを行っていく必要があります。

市民の生活道路・通勤・通学道路としての役割を果たす市道については、市民の要望を反映しながら、地域の実情に応じた道路整備を検討する必要があります。

また、市が管理する橋梁のうち、架設後 50 年を超える橋が増加してくることから、今後の維持管理における経費の増大が課題となっています。

②交通

現在、多くの住民が自家用車に依存した生活を送っており、人口減少による利用者の減少、運転手等の担い手不足などにより、公共交通機関は、運行本数の削減や廃止など運行確保が困難な状況となっています。商店等の廃業も進んでいる状況の中、買い物や通院等に不安を持たずに生活できる交通体系が必要であり、公共交通機関の役割はますます重要になっています。また、離島地域においては、島民の日常生活の移動手段である航路の維持・確保にも取り組む必要があります。

このような中、令和元 (2019) 年 8 月に志摩市地域公共交通網形成計画を策定し、効率的で持続的な公共交通網の構築をめざして取組を進めています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人々の移動需要が大幅に減少したことで、地域公共交通を担う事業者は厳しい経営環境に置かれています。

(2) その対策

①道路

- ・救急・医療や防災、観光面において重要となる国道 167 号磯部バイパスの整備を推進するため、国や県に働きかけます。
- ・市内の幹線道路である県道浜島阿児線 (塩屋バイパス) の整備推進についても県に働きかけを行います。

- ・住民生活に密着した市道の適正な整備・維持管理に努めます。また、市民からの要望を踏まえ、地域の実情に応じた利便性と安全性が高い道路の整備を進めます。
- ・特に交通上の危険箇所については、交通事故の未然防止をめざし、利用者の安全に配慮した道路整備に努めます。
- ・市が所有する橋梁を効率的・効果的に管理するため、志摩市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全的修繕を行います。

②交通

- ・志摩市地域公共交通網形成計画に基づき、地域の実情に合った、より効率的で効果的な公共交通を維持できるよう、住民に加え観光客も使いやすい公共交通体系の構築をめざします。
- ・運行事業者に対する補助の継続に努めるとともに、関係機関と連携し、利用促進に取り組めます。
- ・英虞湾、的矢湾の中に間崎島、渡鹿野島の2つの有人離島を有する志摩市においては、航路は重要な交通手段であるため、引き続きその維持に努めます。
- ・市営駐車場の適正な維持・管理を行い、各種交通の円滑な乗り継ぎ機能を確保します。
- ・国・県と連携し、MaaS や自動運転、空飛ぶクルマ等の新しい技術の実用化に向け、次世代モビリティの実証実験の誘致、社会実装の推進に取り組めます。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
交通施設の整備、 交通手段の確保	市道 (道路)	道路新設改良事業	第一国道線、桧山路 4号線、横道線 他 12路線	志摩市	
	(橋りょう)	橋梁長寿命化事業	船越1号橋 他15橋	志摩市	
	農道	基幹農道整備事業	農道磯部浜島線	三重県	
	林道	林道改良事業	林道飯浜山田線	志摩市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	コミュニティバス運行事業	磯部地域予約運行型バス	志摩市	
		路線バス運行維持事業	路線バス運行委託、路線バス確保補助	志摩市	
		航路対策事業	和具航路、渡鹿野航路	志摩市	
	(その他)	横断歩道橋撤去事業	片田、御座	志摩市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上水道

本市においては、三重県企業庁から南勢志摩水道用水供給事業（志摩系）の譲渡を受け、平成 23（2011）年度から水道事業を一元化して、効率的な上水道事業運営を行っています。今後、老朽化した水道施設の更新や、人口減少の進行による長期的な水需要の減少が懸念されており、費用の増加や給水収益の減少に対応するために、よりいっそう効率的な水道事業の経営が必要となっています。

②生活排水処理

既存の下水道施設は供用開始から 20 年以上が経過し、施設の一部は耐用年数を超過し、経年劣化や損傷が見られるため、各施設の長寿命化工事に着手しています。今後、人口減少等による収益減が予想される中、効率的で効果的な下水道施設の改築・修繕を計画的に行う必要があります。

また、下水道などの処理区域以外においては、合併処理浄化槽の整備・転換を推進することが求められます。

③廃棄物処理

ごみ処理については、平成 26（2014）年度から鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設（やまだエコセンター）において処理を行っています。

やまだエコセンターにごみ処理を集約してからは、埋め立てごみ及び衣類・布類以外のごみについては全てやまだエコセンターに搬入することとなりましたが、高齢化の影響も踏まえ、粗大ごみについては、令和 2（2020）年 1 月から戸別収集を行うなど、搬入にかかる市民の負担を軽減しています。また、令和 3（2021）年度からは、自力で集積所までごみを排出することが困難な市民に対して「ふれあい収集」を実施しています。

し尿処理については、平成 19（2007）年度から鳥羽志勢広域連合のし尿処理施設（鳥羽志勢クリーンセンター）において処理を行っています。施設の老朽化が進んでいるため必要な修繕や更新を行い、適正に維持管理を行っていく必要があります。

④消防・救急

本市の消防体制は、志摩市消防本部が南伊勢町の旧南勢町の区域に係る消防事務を受託し、志摩消防署と浜島、大王、志摩、磯部、南勢の 5 分署を設置し、住民の生命・財産を災害や火災から守り、生活の安全を確保しています。

火災件数については、例年横ばい、または、減少傾向にありますが、救急需要は概ね

増加傾向であり、高齢者の救急搬送件数は今後も増加すると見込まれます。今後は、地域住民との連携をより密にし、火災及び救急、その他各種災害が発生した場合に被害を軽減するよう地域全体で消防力を強化していく必要があります。高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化の中では、地域防災・防火力の中核として活動する消防団員を確保・維持していくことが課題となります。

また、本市の消防活動拠点となる施設のうち、津波浸水想定区域に立地する施設及び老朽化が進む施設があることから、消防活動拠点となる施設の移転または整備を計画的に進める必要があります。

⑤防災

近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には「公助」の限界が懸念されるため、市民や地域が「自助」・「共助」の考え方を基本に行動できるよう、防災力を高める取組を支援していく必要があります。

災害時を想定し、平時から国・県及び関係機関との適切な役割分担や防災情報の共有を図り、市民と地域、そして行政と関係機関が一体となった応急・復旧体制の構築を進めるとともに、応急・復旧活動を迅速かつスムーズに行うための施策を推進する必要があります。

志摩市津波避難計画に基づき、津波が到達するまでに避難することができない地域（特定避難困難地域）を主として、地域と協働し、津波避難タワーの設置や避難ルートの整備、橋梁の耐震補強などの津波避難対策を進めていく必要があります。

⑥住宅

市民の住宅確保策として公営住宅を供給していますが、多くの施設の老朽化が進んでいます。建物の更新には非常に多くの費用および時間を要するため、既存のストックを有効に活用していくことが必要です。また、老朽化が著しい住宅については、用途廃止のうえ、計画的に取り壊しを実施する必要があります。

過疎化、高齢化の進行に伴い、近年空家等の増加が著しく、平成 28(2016)年度に実施した空家等実態調査の結果では、市内に 1,166 棟の空家等が存在することが明らかになっています。老朽化した空家等の中には、周囲に悪影響を及ぼす可能性の高い、危険な空家等も存在することから、所有者等による安全管理や除却等を促進していく必要があります。

また、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が予想される中、民間所有の旧耐震基準木造住宅をはじめとした建築物の耐震化等を進めていくことも重要です。

⑦その他

火葬場については、磯部地域に斎場悠久苑を整備し、平成 26(2014)年度から稼働しています。市民にとって必要不可欠な施設であり、故障等により火葬業務が滞ることがないように適正に維持管理を行っていく必要があります。

墓地については、遠方に居住しているなどの理由でお墓の管理が困難となり、「墓じまい」を行う事例が増加するなど墓地の使用が年々減少しており、空き区画の増加に伴う管理者負担や施設の老朽化対策など、管理費用が増加する傾向にあります。

(2) その対策

①上水道

- ・上水道施設を持続可能な健全な状態で次世代に引き継ぐために、中長期的な視点に立ち、上水道施設のライフサイクル全体にわたり効率的かつ効果的な整備（更新・耐震化等）を行っていきます。
- ・上水道施設を適切に管理するために、上水道施設台帳の整備・更新を図ります。
- ・上水道施設の整備は、専門知識や高い技術的ノウハウが要求されるため、民間の知識・技術力を有効に活用することにより、持続可能な水道事業の基盤強化を図ります。
- ・高い専門性を持った民間業者への委託を活用し、事務の効率化を進め、上水道事業経営の健全化・合理化に努めます。

②生活排水処理

- ・下水道への接続の推進に努めるとともに、志摩市下水道ストックマネジメント計画等に基づき効率的で効果的な下水道施設の長寿命化対策を実施し、経済的な維持管理を行います。
- ・合併処理浄化槽設置整備補助制度を継続し、汲み取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を推進します。
- ・浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の重要性及び正しい使用方法などについて、県と連携し、引き続き指導・啓発を積極的行います。

③廃棄物処理

- ・市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、廃棄物の4R（リデュース(減らす)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)・リフューズ(断る))を柱としたごみの発生抑制や資源循環利用に取り組めるよう、啓発を行います。
- ・やまだエコセンターにおいて一般廃棄物の資源化や高効率発電が図れるよう、広域連合とその構成市とともに連携しながら、ごみの安定処理に努めます。
- ・市内収集運搬体制については、市の直営業務を担う職員の減少等を加味し、業者委託による効率的・効果的な収集運搬に努めます。
- ・適切に管理がなされていないごみ集積所については、自治会や市民等と協力しながら、集積所の美化活動や使用のルール等について啓発に取り組みます。
- ・やまだエコセンターの稼働により停止した各地区の処理施設等については、順次、解体撤去に取り組めます。また、最終処分場については適正な維持管理に努めます。

- ・鳥羽志勢クリーンセンターにおいて、し尿の資源化が図れるよう、広域連合とその構成市町とともに連携しながら、し尿の安定処理に努めます。

④消防・救急

- ・消防行政に関する情報の発信による情報共有を図り、相互理解の下、ともに考え、自助・共助・公助をベースとした住民自治の防災力を推進し、住民一人ひとりの安全と安心を確保します。
- ・少子高齢化が急速に進む地域の特性を踏まえ、地域に根差した防火防災意識の啓発を図るとともに、地域の自主防災組織をはじめとする住民が自主的に取り組みやすい環境を作り、防火・防災意識の輪を広げます。
- ・消防団員の確保や活動しやすい環境整備を推進するため、消防団の重要性等を周知する「消防団協力事業所表示制度」や地域全体で消防団を応援する「みえ消防団応援の店」の推進を図ります。
- ・将来の消防団員や消防防災を担う人材づくりのため、少年消防クラブの育成支援や地域との連携を図り、子どもたちの防火意識の向上に取り組みます。
- ・消防車両や資機材など定期的な更新を図り、消防防災体制の強化と維持に努めます。
- ・消防活動拠点となる施設の整備と維持・改修を行うとともに、津波浸水想定区域内にある施設は、計画的に高台への移転または整備を図ります。

⑤防災

- ・総合防災訓練や災害図上訓練（DIG）、医療連携訓練など、関係機関・団体や災害時応援協定締結事業者等と連携した訓練に取り組むとともに、避難所開設・運営訓練、避難所運営図上訓練（HUG）など、自治会等と連携した地域主体の実践的な訓練を実施します。
- ・自主防災組織の強化を支援するため、各種研修会への参加の呼びかけや防災技術指導員による訓練・技術指導（出前型）を行います。また、市民の防災意識の普及・啓発を図るため、防災講話（出前型）の実施や広報紙への定期掲載、ハザードマップなどをはじめとする防災情報の発信・周知を図ります。
- ・教育委員会と連携し、避難訓練などの機会を通じて、防災講話などを行い子どもたちの防災意識の向上に取り組みます。
- ・平時から国・県及び関係機関との適切な役割分担や防災情報の共有化を図り、相互の連携強化に取り組むとともに、広域応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるための体制づくりを推進します。
- ・災害時に迅速な応急対策や支援を得られる体制を確保するため、関係機関や団体、民間事業者との災害時応援協定の締結を進めます。
- ・被災者が避難生活を送る上で必要とする食料や飲料水、生活必需品を供給するための備蓄・調達を行うとともに、物資を保管するための防災倉庫の整備に努めます。

- ・災害対策活動の中核的な役割を担う防災拠点の整備や避難所の確保を進めます。
- ・志摩市津波避難計画に基づく特定避難困難地域を主として、地域と協働し、津波避難タワーの設置や避難ルートの整備、橋梁の耐震補強などの津波避難対策を進めます。
- ・自分や家族、地域の安全を自らの力で守る「自助」・「共助」の考え方について普及・啓発を図りながら、ハード整備とソフト対策の両面から津波避難対策を推進していきます。

⑥住宅

- ・市営住宅については、引き続き、需要に応じて住宅を適正に供給します。また、志摩市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要とされる住宅の長寿命化を実施するとともに、老朽化の著しい住宅の入居者の住替え及び除却を推進し、入居者の安全確保と住宅の集約化を図ります。
- ・空家等について、所有者の適正な管理を促すための取組や、補助制度等を活用して除却を促す取組を実施します。また、貴重な資源となり得る利活用可能な空家等について、有効活用できるような仕組みづくりに取り組みます。
- ・特に危険で周囲に悪影響を及ぼしているまたは及ぼす可能性の高い空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「特定空家等」と認定し、所有者等に対して代執行も視野に入れた厳しい措置を講じます。
- ・旧耐震基準木造住宅の耐震化については、その必要性や正しい補強方法の周知・啓発を推進するとともに、補助金等の耐震化支援制度の充実を図ります。

⑦その他

- ・火葬場の施設・設備について、計画的に補修・更新するなど、適正に維持管理を行います。
- ・墓地管理委員会などからの墓地整備事業費補助金の交付要望や墓地管理上の課題解決への相談に対応するなど、墓地の適切な管理がなされ、墓地の機能が維持されるよう取り組みます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
生活環境の 整備	廃棄物処理 施設 (ごみ処理 施設)	ごみ運搬中継施設 整備事業	ごみ運搬中継施設の建設	志摩市		
	火葬場	火葬場管理運営費	維持管理、修繕	志摩市		
	消防施設	消防自動車購入事 業	救急車、火災調査車、小型動力 ポンプ付積載搬送車、タンク 車、資機材搬送車、はしご車、 消防団担当車、消防団の可搬ポ ンプ付消防車 等		志摩市	
		消防施設整備事業	大王、志摩、磯部分署、消防団 詰所・車庫 等		志摩市	
	公営住宅	公営住宅等長寿命 化整備事業	屋根改善、外壁塗装改修、雨水 管取替、除去工事 等	志摩市		
	過疎地域持 続的発展特 別事業 (生活)	浄化槽設置整備事 業	合併処理浄化槽設置等への補助		志摩市	
		都市下水路ポンプ 場維持管理費	都市下水路ポンプ場の整備、維 持管理		志摩市	
		水洗化補助金事業	浄化槽や汲取り式便所から下 水道への転換補助		志摩市	
	(環境)	焼却施設等解体撤 去事業	未稼働の既設焼却施設等の解 体・撤去	志摩市		
	(防災・防犯)	防犯灯及び街路灯 維持管理事業	防犯灯及び街路灯の整備、維持 管理		志摩市	
		消防被服・防火衣 等購入事業	消防被服・防火衣等の購入		志摩市	
	(その他)	災害対策用備蓄食 料購入事業	アルファ化米、クラッカー、飲 料水、液体ミルク等購入		志摩市	
		避難所運営用品購 入事業	避難所運営用品の購入		志摩市	
	その他	津波避難対策施設 整備事業	津波避難施設の建設、橋梁耐震 整備、避難ルート整備		志摩市	
		地区防災施設整備 事業	拠点避難施設・備蓄施設等の整 備		志摩市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を進めていきます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て環境の確保

少子化の進行により、本市の年少人口（0歳～14歳）は年々減少傾向にあり、将来のまちの担い手を確保するためには、少子化対策の取組を進め、妊娠・出産を希望する人が安心して子どもを産み育てる環境の確保を行う必要があります。

子育て支援関係の制度については、令和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化が行われるなど、近年、大きな変化が生じていることも踏まえ、状況の変化等に応じ、サービス提供体制を勘案しながら、多様な子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域での養育力の低下や子育てに関するニーズの多様化など様々な状況が見られる中、子ども家庭総合支援拠点を中心に、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に支援を行っていく必要があります。

また、自立支援が必要な家庭に対しては、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活ができるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を図ることが必要です。

②高齢者福祉

人口減少・少子高齢化の進行により、団塊の世代すべての人が75歳以上となる令和7（2025）年には、本市の高齢化率が42.4%まで上昇し、さらに現役世代の人口が急減する令和22（2040）年には高齢化率が50%を超えることが見込まれています。

高齢になっても、安心して暮らすことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを充実していく必要があります。

また、高齢化に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれ、認知症の方やその家族をはじめ、誰もが前向きに認知症と暮らせる地域づくりとともに、その意識の醸成が求められています。

地域を維持し、産業や文化の継承をしていく上で、高齢者の活躍が大いに期待されています。高齢者が、いつまでも健康を保ち、地域での役割を持ち、生きがいを感じて暮らすことができる地域づくりが求められています。

③障がい者福祉

本市では、身体障害者手帳を所持している人は2,389人、療育手帳を所持している人は、371人、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は410人となっています（令和2年度末時点）。

共生社会の実現の理念の下、障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、地域の人々のつながりによって支えあう体制づくりが求められています。

障がい者の自立及び社会参加の支援の施策として、施設入所者や精神科病院入院患者等が地域の生活へ移行できるよう、環境の整備を進めています。障がい者のためのグループホームの新設や、就業機会の場の確保、地域生活を支援する事業、福祉サービスの提供の支援体制の充実を図ることが重要ですが、支援を行う人の確保が課題となっています。

発達障がいがある（疑われる）児童には、乳幼児期から児童期、就労に至るまでの一貫した支援の充実を図ることが求められます。関係機関が連携して、発達障がい児への総合的で切れ目のない支援に取り組んでいますが、今後も引き続き、専門性の高い相談支援の実施と子どもに関わる体制の機能強化が必要です。

（２）その対策

①子育て環境の確保

- ・市内のどこにおいても、幼稚園、保育所等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた質の高い教育・保育を受けることができるよう引き続き施設の運営を行います。
- ・保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園について、県内先進地の状況調査を行うなど、移行に向けた取組を進めます。
- ・低年齢児保育、延長保育、一時預かり保育等のほか、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、病児保育等、ニーズにあった多様なサービスの提供を引き続き行います。また、妊娠、出産、子育てや教育にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。
- ・子どもの放課後の居場所づくり、健全育成を図るため、全小学校区において放課後児童クラブの運営を引き続き行います。
- ・こども家庭課内に設置した志摩市子ども家庭総合支援拠点を中心に、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、実情把握、情報の提供、相談、調査、指導、学校等の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を引き続き行います。
- ・自立支援が必要な家庭に対しては、育児・家事等の家庭機能を支援し、安定した生活ができるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を引き続き図ります。
- ・ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金や自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の各種施策の活用について相談対応を行うなど、自立に向けた支援を行います。

②高齢者福祉

- ・地域の各種団体、関係機関等をメンバーとする地域ケア会議を充実させ、高齢者が参加できる地域での新たな取組を創設していきます。また、高齢者だけでなく、地域の

多くの方に参加してもらうことで、地域のつながりの強化を図ります。

- ・高齢者の健康づくりや市民主体の介護予防活動の促進を図り、高齢者の介護予防を支援します。
- ・誰もが、認知症を正しく理解し、お互いを認め合い、認知症の有無に関わらず地域の一員として自分らしく生活できるよう、認知症カフェを中心とした認知症施策の充実を図ります。
- ・高齢者が地域で参加できるボランティア活動や趣味活動などの情報発信を行うとともに、介護予防ボランティアポイント制度の利用促進や、地域サロンの活動支援等を通して、高齢者の社会参加を促進していきます。

③障がい者福祉

- ・障がい者の多様なニーズに対応できるよう、多様なサービスを提供できる体制づくりや提供事業所の整備について、市内外の連携体制を含めた対応を図るとともに、見込量に応じたサービス提供の場及び人材の確保に取り組みます。
- ・基幹相談支援センターの機能を充実させるとともに、各関係機関の連携を強化し、総合的・専門的な相談体制の整備に取り組みます。
- ・就労支援対策として、障がい者のそれぞれの段階に応じた就業機会を提供できるよう就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などの整備に取り組むとともに、ハローワーク、民間企業などと連携し、障がい者雇用を促進します。
- ・担い手不足となっている農業や水産業等の地場産業と連携して、障がい者の就労の場の創出を推進します。
- ・関係機関が連携した発達障がい児支援体制の充実を図るとともに、教育や療育に特別なニーズのある子どもを一人ひとり適切に支援するために、幅広い人材育成を推進します。
- ・障がい児に対する福祉と教育の充実をめざし、必要な事業所を確保します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	児童福祉施設 (保育所)	保育所施設整備事業	老朽化した保育所の 施設等の整備・改修	志摩市	
		志摩幼保園高台移転 事業	幼稚園・保育所一体 型施設の整備	志摩市	
	高齢者福祉施設 (老人ホーム)	老人ホーム整備事業	老人ホーム施設の整 備	志摩市、 広域行政 組合等	
	(老人福祉センタ ー)	老人福祉センター整 備事業	老人福祉センター施 設の整備	志摩市、 社会福祉 法人等	
	障害者福祉施設 (障害者支援施設)	障害者グループホー ム緊急整備事業	グループホームの施 設整備への補助	社会福祉 法人等	
		障害者支援施設整備 事業	障害者支援施設の改 修	志摩市、 広域行政 組合等	
	市町村保健センタ ー及び母子健康包 括支援センター	健康福祉センター改 修事業	改修工事	志摩市	
	過疎地域持続的発 展特別事業 (児童福祉)	出産祝金支給事業	出産祝金の支給	志摩市	
		こども医療費助成事 業	子どもに対する医療 費助成	志摩市	
	(高齢者・障害者福 祉)	心身障害者(児)福 祉給付金支給事業	移動支援及び生活支 援のための福祉給付 金支給	志摩市	
		児童発達支援センタ ー負担金	児童発達支援センタ ー運営費の一部負担	伊勢市	定住自 立圏
	(健康づくり)	子育て世代包括支援 センター事業	子育て世代包括支援 センター運営	志摩市	
		健康づくり運動推進 事業	健康増進等に向けた 運動習慣の定着化・ 継続化の推進	志摩市	
	(その他)	旧保育所施設解体事 業	廃所施設の解体工事	志摩市	
不妊治療費助成事業		特定・一般不妊、不 育症治療費への助成	志摩市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を進めていきます。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市においては、県が定めた伊勢志摩区域の地域医療構想に基づき、伊勢赤十字病院等も含めた地域の医療機能の分化・連携を進め、効率的な地域医療体制の構築に取り組んでいます。

市の病院事業としては、志摩市民病院と浜島診療所、前島診療所を設置しており、他の民間医療機関とともに、本市の一次医療（プライマリ・ケア）を担っています。また、市内には地域の中核病院として県立志摩病院があり、入院医療や専門外来医療といった二次医療を担うとともに、へき地医療を支援する病院として「へき地医療拠点病院」にも指定されており、無医地区（半径4km以内に、他に医療機関のない集落で、かつ人口が50人以上の地区を指します）に準じる地区である間崎地区に対して月2回の巡回診療も実施しています。

休日・夜間における救急医療については、志摩医師会・鳥羽志摩薬剤師会等の協力を得て、三重県志摩庁舎内に休日夜間応急診療所を設置し、一次救急医療体制を維持しています。歯科に関しては、伊勢志摩定住自立圏の連携による取組として、令和2年度から伊勢市の歯科休日応急診療所を利用できる体制を確保しています。

入院を要する二次、三次救急医療については、県立志摩病院、伊勢赤十字病院等への救急搬送を行い対応しています。救急搬送時は、救急自動車、救急艇のほか、時間的・距離的なハンディを克服するためにドクターヘリを活用した搬送も行っています。

医療の確保は、市民が安心して生活していく上で極めて重要な点であることから、地域医療体制の確保・充実に向け、引き続き、医療機関における医師・看護師等の人材確保や機能強化に取り組むことが必要です。新型コロナウイルス感染症等への対応も含め、安全安心の医療体制の整備を進めていくことが求められています。

(2) その対策

- ・伊勢志摩区域地域医療構想による医療機能の分化・連携の推進に取り組み、地域医療体制の構築を図ります。将来の地域の医療・介護ニーズを見据えた協議を行い、県立志摩病院、志摩医師会、志摩市民病院等の地域の医療機関の病床運用の方向性について検討します。
- ・地域の医療機関等と連携して感染症対策を実施し、安心できる地域医療体制を整えます。
- ・志摩市民病院において、感染症対策等を進め受診しやすい環境づくりに取り組むなど、医療サービスの提供体制を整えます。

- ・志摩地域医療を考える会と協働し、地域医療の現状についての情報発信や、症状に応じた適正受診、かかりつけ医・かかりつけ薬局の定着・普及等の啓発を行うなど、地域医療体制の整備充実に取り組みます。
- ・志摩医師会、鳥羽志摩薬剤師会等の関係機関や近隣市町と連携をとりながら、休日・夜間等の一次救急医療体制の確保・充実に取り組みます。
- ・地域の医療人材の確保に向けて、地元高校や小中学校への講話や職場体験の実施、三重大学医学部地域枠への学生の推薦、地域基盤型保健医療教育の実施等に取り組みます。
- ・志摩市民病院において、医学研修生、実習生を積極的に受け入れ、志摩地域の特性やプライマリ・ケアについて理解を深める場を多く提供し、将来の人材確保につなげます。看護実習生についても積極的に受け入れるとともに、看護師確保に向けて、看護学校の訪問、奨学金制度の拡充、職場環境の充実などに取り組みます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
医療の確保	診療施設 (病院)	志摩市民病院整備事業	志摩市民病院の施設整備	志摩市	
		電子カルテシステム整備事業	電子カルテシステムの新規導入・更新	志摩市	
	(その他)	一次救急医療体制事業	一次救急医療業務の委託	志摩市	
		休日夜間応急診療所管理運営費	休日夜間応急診療所の管理運営	志摩市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

本市においては、急速な少子化による学校の小規模化の進行を受け、平成 21 (2009) 年度以降、児童・生徒数の減少を踏まえた小中学校の再編に取り組み、現在は、浜島・大王・志摩・磯部地域にそれぞれ小学校 1 校・中学校 1 校、比較的人口が多い阿児地域においては小学校 3 校・中学校 2 校を配置しています。再編にあたり遠距離通学となった地区については、スクールバス運行や通学費助成を行い、各地域において教育を受けることができる環境を整えています。しかし、一部の学校では、経年による施設・設備の老朽化等が見受けられるため、計画的に整備・補修を行うなど教育環境の改善を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、GIGA スクール構想の実現に向けて、授業に用いる教材等のデジタル化が急速に進み、タブレット端末を活用した授業を模索するなど、学校教育は大きな変革期を迎えています。今後、情報教育の充実に加え、情報化の進展に伴う問題に対応できるよう情報モラル教育の充実も図る必要があります。

平成 31 (2019) 年 4 月に設置した総合教育センターでは、子どもや保護者からの悩みや不安、学校からの相談などに対応するため、教育相談窓口を開設して教育相談やカウンセリング等を実施し、教育に関する情報提供や助言を行っています。今後も、関係機関と連携しながら教育的な支援を行っていく必要があります。

②生涯学習

人口減少・少子高齢化の進行による人口構成比の変化もあり、生涯学習講座の参加状況は中高年齢層が比較的多く、若年層の参加が少ない状況にあります。超高齢社会に入り、高齢者向けの講座はもとより、市民の方の多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していく必要があります。

活動の拠点となる公民館などの生涯学習施設は、どの施設も建設から相当の年数が経過し老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化を図るとともに大規模修繕についても計画的に実施する必要があります。

図書館(室)については、近年、貸し出し冊数が減少傾向にあることから、利用者サービスを向上させるなど、利用人数や貸し出し冊数の増加につながる新たな取組が必要です。

③生涯スポーツ

少子高齢化の進行により、スポーツに取り組む子どもの数が減少するとともに、育成する指導者の減少も進んでおり、スポーツを楽しむ人口の減少が進んでいます。そのた

め、スポーツ人口を維持・増加させるためには、スポーツ協会やスポーツ少年団等のスポーツ団体に対する支援を行うとともに、指導者の育成・確保等に取り組むことが必要となっています。

また、市民が老若男女を問わずスポーツに参加しやすい環境を整えるためには、多様化するライフスタイルやニーズに対応した地域スポーツの場となるプラットフォームの整備を行う必要があります。そのプラットフォームを担う総合型地域スポーツクラブについては、浜島、志摩、磯部の各地区で設立され活動を行っており、阿児、大王の両地区についても、令和4年3月に総合型地域スポーツクラブが設立されました。

生涯スポーツ推進の基盤となるグラウンドや体育館等のスポーツ施設は、各地区に複数ありますが、老朽化が進んでいるところが多く、今後、耐震補強や多数の修繕が必要となることが予想されます。施設の統廃合も含めた、中・長期的な視点での運用が必要となっています。

(2) その対策

①学校教育

- ・学校施設については、児童・生徒の人数が減少傾向にある中で、施設の適正化を勘案しながら、計画的に教育環境の整備に取り組みます。
- ・子どもたちの安全・安心な学校生活のために、バリアフリー化や避難所として使用する体育館へ空調機設置等も含め、建物や設備の計画的な保全改修を行い、学校施設の長寿命化や環境改善を図ります。
- ・学校教育のあらゆる場面を通して一人1台タブレット端末などその時々に適した情報機器を活用し、効率的で効果的な情報教育の実現をめざします。
- ・地球的視野に立って国際理解を深めるとともに、コミュニケーション能力や郷土愛を高め、世界でも地域でも活躍できる子どもたちの育成に取り組みます。
- ・子どもたちの豊かな感性と自然を大切にする心を育み、志摩の自然、伝統文化や地域文化にふれあい、学び、体験を通してふるさとを愛し、誇りをもって人に語ることができる子どもたちを育てます。
- ・子どもたちが「生きる力」を身につけ、一人ひとりが夢を実現する力、自ら実行する力が身につくよう、地域と連携しながらキャリア教育を推進します。
- ・子どもたちの健康の保持増進、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむスポーツライフの基盤をつくる教育を推進します。
- ・命をいつくしみ相手を思いやる心や個性を認め合う力を育てるために、発達段階に応じた道徳教育に取り組みます。
- ・すべての子どもたちの命と人権が守られ、安全で安心して楽しく学べる学校づくりを推進します。
- ・「いじめ見逃しゼロ」の学校づくりを進め、いじめを許さない風土の醸成をめざします。

- ・不登校の子どもたちに対し、社会的自立をめざし、個々へのきめ細かな対応を行います。
- ・様々な理由により特別な支援が必要な子どもたちの教育については、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえたうえで十分な教育が受けられるよう取り組みます。

②生涯学習

- ・生涯学習の活性化を図るため、市民のニーズに応じた講座の開設や学習成果を生かせる活動の場の創出に努めるとともに、学びや交流の場となる生涯学習施設の活用を促進します。
- ・生涯学習施設の維持管理や老朽化対策について、長期的な修繕計画を策定し、適正な管理運営を行います。
- ・図書館（室）が利用者にとって快適で親しみのある施設となるよう、図書館機能を強化し利用者サービスの向上をめざします。三重県図書館情報ネットワークを利活用し、相互貸借や情報の共有化に取り組んでいくとともに、非来館者サービスとして電子書籍の購入も引き続き計画的に行います。
- ・市立図書館の生涯学習スペースについて利用目的や学習方法にあわせた利用を促進するとともに、図書資料や遠隔講座システムを柔軟に活用した効率的な学習を進めるための支援を行います。

③生涯スポーツ

- ・スポーツ活動を通じて健康づくり、体力づくり、市民の交流の場づくりを推進するために、総合型地域スポーツクラブや各団体と連携し、各種のスポーツ・レクリエーション大会やスポーツ教室の開催に取り組みます。
- ・スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、地域スポーツをマネジメントできる人材の育成等に取り組みます。
- ・計画的にスポーツ施設の安全管理と有効利用を図るため、老朽化した施設の耐震整備や類似施設の統廃合を行うとともに、スポーツツーリズムでの利用を意識した施設の機能向上を進めます。
- ・利用者のニーズに応じたスポーツの普及・推進と民間のノウハウを生かした効率的なサービスを提供するため、市直営施設への指定管理者制度の導入を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
教育の振興	学校教育関連 施設 (校舎)	小中学校校舎整備 事業	学校校舎等の新 設・改修	志摩市		
	(屋内運動場)	屋内運動場整備事 業	屋内運動場の新 設・改修	志摩市		
	幼稚園	志摩幼保園高台移 転事業	幼稚園・保育所一 体型施設の整備	志摩市	再掲	
	集会施設、体 育施設等 (集会施設)	集会施設・コミュ ニティ施設整備事 業	集会施設、コミュ ニティ施設等の整 備	志摩市		
	(体育施設)	体育施設整備事業	体育施設の整備	志摩市		
	過疎地域持続 的発展特別事 業 (義務教育)	スクールバス運行 管理事業	スクールバス運行	学校再編に伴うス クールバス運行	志摩市	
		児童生徒送迎事業	児童生徒送迎	遠距離通学となる 児童生徒のタクシ ー送迎	志摩市	
		通学安全対策助成 事業	通学安全対策	遠距離通学となる 児童生徒の通学経 費補助	志摩市	
		学校情報機器整備 事業	学校情報機器	情報機器の更新	志摩市	
	(高等学校)	通学専用バス運行 費助成事業	通学専用バス	高校への通学専用 バス事業に対する 助成	三重交通	
	(その他)	旧教育施設等解体 事業	旧教育施設等	廃校舎・屋内運動場 等の解体工事	志摩市	
		学校給食センター 管理運営事業	学校給食センター 管理運営	学校給食センター の管理運営経費	志摩市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を進めていきます。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市においては、少子高齢化の加速に伴う自然減や若年層の転出超過に伴う社会減による人口減少のほか、住民の価値観の多様化、生活圏の拡大などにより、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が進み、地域コミュニティの中核的組織である自治会への加入率は減少し続けています。一部の地域では、自治会役員の後継者不足、祭や行事等の担い手不足が生じるなど、集落機能の維持が困難となるおそれのある集落の増加が懸念され、市民生活の安全・安心に関わる課題が生じている状況です。

近年、地域や家族などの「つながり」が弱体化していく中で、安心して住み続けられる地域共生社会の実現が求められており、「人と人がつながる」多機能な生活拠点の形成をめざし、地域それぞれの資源を活かした持続可能な地域づくりを進める必要があります。

(2) その対策

- ・地域コミュニティ組織の活性化を支援し、地域の連帯感を高めるとともに、地域リーダーの育成や自治会の加入促進に取り組むなど組織力を向上させ、まちづくりを実践する基盤組織の強化を図ります。
- ・地域コミュニティ組織が課題を掘り起こし行政と共有し協働して解決するための体制を強化します。
- ・地域支援コーディネーターを配置し、住民と共に地域の現状やニーズを把握し、住民が主体となって検討できる仕組みを構築するとともに、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援するため、多機能な拠点（生活拠点）づくりを進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
集落の整備	過疎地域持続 的発展特別事 業	自治会活動支援事業	自治会活動助成、事務 費補助	自治会	
	(その他)	地域振興補助金	自治会所有集会施設 等の維持管理、伝統文 化伝承への支援	自治会	
		地域生活拠点づくり 事業	地域支援員の配置等	志摩市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を進めていきます。

1 1 . 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

海と山に囲まれた本市は、古くから各地との交流があり、様々な文化を育んできました。彫刻・古文書などの有形文化財や、伝統行事やお祭りなどの民俗文化財が残されていますが、人口減少や少子高齢化により、文化財所有者、保存団体の後継者不足が大きな問題となっています。

貴重な地域資源である各種文化財の保存、保護、活用に対する市民の意識の醸成を行うとともに、次世代を担う子どもたちへの公開、活用などを通じて、文化財保護の啓発活動の推進を図る必要があります。

平成 29 (2017) 年 3 月に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」の国重要無形民俗文化財への指定、「鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業」の日本農業遺産への認定が行われたことに続き、令和元 (2019) 年 5 月に「海女 (A m a) に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」が文化庁の日本遺産に認定されるなど、この地域の特色ある海女文化を日本の代表的な歴史文化の一つとして評価する動きが進んでいます。

(2) その対策

- ・各種文化財を活用した企画展の開催や、文化財についての図録などを発行することにより、市民の文化財に対する意識の醸成を図ります。
- ・地域に受け継がれている各種無形文化財の保存や次世代への継承のため、後継者の育成や保存団体の自主的な活動への支援を行います。各種文化財の体験教室の実施や、歴史民俗資料館への社会見学の機会を設けることで、次世代を担う子どもたちへの円滑で確実な伝承活動を支援するとともに、後継者育成につなげていきます。
- ・登録文化財制度を活用し、歴史的建造物などの保護、活用の推進を図るとともに、助成金などを活用し、各種文化財の保存や活用のための環境整備を図ります。
- ・貴重な文化財を災害や盗難から守るために、所有者に対する各種支援の実施や関係機関などとの連携体制を強化します。
- ・地域に受け継がれてきた伝統的な海女漁の技術を保存・継承していくために、助成金などを活用し、保存・継承や活用のための環境整備を図るとともに、関係団体と連携し、海女文化のユネスコ無形文化遺産等への登録をめざします。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
地域文化の振興 等	過疎地域持続 的発展特別事 業	海女文化振興事業	海女文化の保存、振興	海女振 興協 議 会	
	(地域文化振 興)	文化財保護事業	市所有文化財・建造物 の修繕・維持管理、 文化財保存団体支援、 民俗芸能伝承支援	志摩市、 保 存 団 体	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を進めていきます。

1 2. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①自然環境の保全と再生

志摩市の豊かな暮らしは、豊かな自然環境によって成り立っています。農地、森林、海域に広がる多様な自然環境の中では、「人と自然」、「人と人」のつながりが生まれ、地域の産業基盤となるとともに、御食国としての文化を醸成してきました。今後も、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、環境・経済・社会の三側面の連携による新しい価値創出をめざすために、引き続き、自然環境の保全・再生に取り組んでいく必要があります。

ポイ捨てや不法投棄、不適切焼却処分については、監視活動や広報等での啓発により未然防止に努めていますが、減少傾向には至っていません。また、不法投棄や沿道へのポイ捨てなどは市内各所で見られ、自然環境や景観保全に影響を及ぼしています。さらに、それらのごみの一部は海域まで流出し、海洋プラスチックごみとなっています。

②脱炭素化の推進

平成30(2018)年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書において、気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年頃にCO₂（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにする必要があることが示されており、この目標達成に向け、政府からは自治体に対し2050年CO₂排出量実質ゼロへの参画が促されました。このことを受け、本市は、市民や事業者等と一体になって2050年までに志摩市からの温室効果ガスの排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）に取り組むことをめざし、脱炭素社会の実現に向けて取り組む決意として「ゼロカーボンシティしま」を令和2(2020)年2月に表明しています。また、令和3(2021)年6月には、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアである「ゼロカーボン・パーク」に登録されており、国立公園の脱炭素化をめざすとともに、脱プラスチックも含めたサステナブルな観光地づくりの実現をめざしています。

地球温暖化は、陸域の地上気温のみならず海水温の上昇や海洋の酸性化にも影響を与えると考えられていることから、志摩市を取り巻く海洋環境やその豊かな海の恵みを守るためにも、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

①自然環境の保全と再生

- ・市民が森・里・川・海をつながり認識するとともに、自然の豊かな恵みがこうしたつながりの中から生み出され循環して志摩市の持続可能な産業活動を支えていることを理解できるよう、里山の利活用を通じた適切な管理や藻場・干潟の再生など、市民が直接関わる形で自然環境の保全や再生の取組を進めます。
- ・自然環境の保全を図る施策の基礎資料となる、河川及び海域等の水質、底質や生物等の調査を継続して実施します。
- ・市民や事業者に対し啓発活動を行い、自然環境や景観への影響を理解し、ポイ捨てや不法投棄、不適切焼却処分などの行為について、「しない」、「させない」、「許さない」という意識の醸成をめざします。
- ・地域の監視が不法投棄防止対策となることから、これまで以上に各地区との連携を密にし、防止対策の強化や情報収集の充実を図ります。
- ・地域や関係機関と連携し、体験学習や体験活動を通して、市民一人ひとりの環境保全・再生に対する認知度・理解度を高めます。
- ・海洋プラスチックごみ問題に対しては、「脱プラスチック・プラごみゼロ」を掲げ、啓発等の取組を推進します。

②脱炭素化の推進

- ・志摩市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって温室効果ガスの排出抑制の取組を推進します。地球温暖化の防止に向けた対策は、産業界だけでなく市民一人ひとりの問題でもあるという認識を高めるため、引き続き、啓発を推進します。
- ・公共施設におけるエネルギー使用量の削減として、引き続き、毎年1パーセントのエネルギー省力化に取り組みます。
- ・公用車の更新時においては、車両の小型化を進めるほか、電気自動車等の低公害車両の導入も推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	過疎地域持続 的発展特別事 業	沿岸環境再生事業	藻場・干潟の再生等	志摩市	
		脱炭素化対策事業	脱炭素化推進	志摩市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

志摩市公共施設等総合管理計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を進めていきます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	過疎地域持続的 発展特別事業 (移住・定住)	移住しやすい志摩づ くり事業	移住情報発信	志摩市		
		空き家バンク活用事 業	空き家バンク活用	志摩市		
		I J Uターン促進の ための奨学金返済補 助事業	奨学金を返済する I J Uターン者等への 補助	志摩市		
		若者世代の移住促進 事業	移住者への家賃補助	志摩市		
	(地域間交流)	若者の集いと出会い の支援事業	若者が集まるイベン ト・出会いイベントに 係る開催経費の補助	実行委 員会等		
		志摩びとの会運営事 業	志摩びとの会運営、交 流事業	志摩市		
		友好都市交流事業	岐阜県郡上市、愛知県 日進市との交流事業	志摩市		
	(人材育成)	離島活性推進事業	地域おこし協力隊の 活用	志摩市		
		農林水産業の担い手 受け入れ推進事業	地域おこし協力隊の 活用	志摩市		
		地域活性化企業人交 流プログラム事業	地域活性化企業人の 活用	志摩市		
	産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 (第1次産業)	森林資源地域循環活 用事業	森林資源活用、森林バ ンク	志摩市	
			食害生物駆除事業	食害生物駆除及び海 況モニタリング	志摩市	
			種苗放流事業	各種種苗放流事業へ の補助	志摩市	
(商工業・6次産 業化)		中小企業支援事業	中小企業者等への支 援	志摩市		
		志摩市を元気にする 創業支援事業	創業を行う者への支 援	志摩市		
		就業支援事業	新卒者雇用促進補助 等の地元就職支援	志摩市		
商工振興団体補助金	志摩市商工会等への 補助	志摩市				
6次産業化推進事業	6次産業化に取り組 む事業者への補助	志摩市				

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
産業の振興	(商工業・6次産業化)	地域ブランド認定事業	志摩ブランドの認定・販売支援等	志摩市	
		買い物支援事業	買い物利便性向上につながる事業の支援	志摩市	
	(観光)	新たな旅のスタイル促進事業	新たな旅行ニーズに応じた誘客促進事業	志摩市	
		教育旅行満足度向上事業	教育旅行先としての魅力化向上事業	志摩市	
		学生合宿誘致事業	市内宿泊施設利用への補助	志摩市	
		ワーケーション推進事業	ワーケーション誘致のための推進事業	志摩市	
		灯台活用推進事業	灯台を観光資源活用した事業	志摩市	
		スポーツ観光推進事業	スポーツツーリズムの推進体制の構築	志摩市	
		国立公園利用推進事業	国立公園への観光客誘致	志摩市	
		観光振興団体補助金	観光振興に資する団体への補助	志摩市	
		観光施設解体撤去事業	老朽化した公衆トイレ等の解体	志摩市	
	(企業誘致)	企業誘致推進事業	サテライトオフィス等開設に対する補助	志摩市	
	地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業	CATV行政放送事業	ケーブルテレビによる情報発信	志摩市
(情報化)		庁内デジタル化推進事業	機器導入、庁内サーバ更改	志摩市	
		総合住民情報システム整備事業	総合住民情報システム改修	志摩市	
交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティバス運行事業	磯部地域予約運行型バス	志摩市	
	(公共交通)	路線バス運行維持事業	路線バス運行委託、路線バス確保補助	志摩市	
		航路対策事業	和具航路、渡鹿野航路	志摩市	
	(その他)	横断歩道橋撤去事業	片田、御座	志摩市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考	
生活環境の 整備	過疎地域持続的 発展特別事業 (生活)	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置 等への補助	志摩市		
		都市下水路ポンプ場維 持管理費	都市下水路ポンプ場 の整備、維持管理	志摩市		
		水洗化補助金事業	浄化槽や汲取り式便 所から下水道への転 換補助	志摩市		
	(環境)	焼却施設等解体撤去事 業	未稼働の既設焼却施 設等の解体・撤去	志摩市		
	(防災・防犯)	防犯灯及び街路灯維持 管理事業	防犯灯及び街路灯の 整備、維持管理	志摩市		
		消防被服・防火衣等購 入事業	消防被服・防火衣等 の購入	志摩市		
	(その他)	災害対策用備蓄食料購 入事業	アルファ化米、クラ ッカー、飲料水、液 体ミルク等購入	志摩市		
		避難所運営用品購入事 業	避難所運営用品の購 入	志摩市		
	子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	過疎地域持続的 発展特別事業 (児童福祉)	出産祝金支給事業	出産祝金の支給	志摩市	
			こども医療費助成事業	子どもに対する医療 費助成	志摩市	
(高齢者・障害者 福祉)		心身障害者(児)福祉 給付金支給事業	移動支援及び生活支 援のための福祉給付 金支給	志摩市		
		児童発達支援センター 負担金	児童発達支援センタ ー運営費の一部負担	伊勢市	定住自 立圏	
(健康づくり)		子育て世代包括支援セ ンター事業	子育て世代包括支援 センター運営	志摩市		
		健康づくり運動推進事 業	健康増進等に向けた 運動習慣の定着化・ 継続化の推進	志摩市		
(その他)		旧保育所施設解体事業	廃所施設の解体工事	志摩市		
		不妊治療費助成事業	特定・一般不妊、不 育症治療費への助成	志摩市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業 (その他)	一次救急医療体制事 業	一次救急医療業務の 委託	志摩市	
		休日夜間応急診療所 管理運営費	休日夜間応急診療所 の管理運営	志摩市	
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	スクールバス運行管 理事業	学校再編に伴うスク ールバス運行	志摩市	
		児童生徒送迎事業	遠距離通学となる児 童生徒のタクシー送 迎	志摩市	
		通学安全対策助成事 業	遠距離通学となる児 童生徒の通学経費補 助	志摩市	
		学校情報機器整備事 業	情報機器の更新	志摩市	
	(高等学校)	通学専用バス運行費 助成事業	高校への通学専用バ ス事業に対する助成	三重交通	
教育の振興	(その他)	旧教育施設等解体事 業	廃校舎・屋内運動場 等の解体工事	志摩市	
		学校給食センター管 理運営事業	学校給食センターの 管理運営経費	志摩市	
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	自治会活動支援事業	自治会活動助成、事 務費補助	自治会	
	(その他)	地域振興補助金	自治会所有集会施設 等の維持管理、伝統 文化伝承への支援	自治会	
		地域生活拠点づくり 事業	地域支援員の配置等	志摩市	
地域文化の振 興等	過疎地域持続的 発展特別事業	海女文化振興事業	海女文化の保存、振 興	海女振興 協議会	
	(地域文化振興)	文化財保護事業	市所有文化財・建造 物の修繕・維持管理、 文化財保存団体支 援、 民俗芸能伝承支援	志摩市、 保存団体	
その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	過疎地域持続的 発展特別事業	沿岸環境再生事業	藻場・干潟の再生等	志摩市	
		脱炭素化対策事業	脱炭素化推進	志摩市	